

平成30年3月6日

平成30年第1回岬町議会定例会

第2日会議録

平成30年第1回(3月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成30年3月6日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
8番 田島乾正	9番 奥野学	10番 出口実
11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫	13番 中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	佐藤博昭
副町長 中口守可	しあわせ創造部理事	波戸元雅一
教育長 笠間光弘	しあわせ創造部理事	門前恵子
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長	保井太郎	都市整備部理事 家永 淳
総務部長 西 啓介	都市整備部理事	早野清隆
財政改革部長 四至本直秀	都市整備部理事	多賀井尚武
しあわせ創造部長 古橋重和	危機管理監 兼危機管理担当課長	川端慎也
都市整備部長 木下研一	まちづくり戦略室 町長公室人事担当課長	廣田尚司
教育次長 竹下雅樹	財政改革部副理事 兼財政課長	相馬進祐
水道事業理事 鶴久森 敦	産業観光課長	吉田一誠

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸本保裕	議会事務局係員 池田雄哉
-------------	--------------

○会 期

平成30年3月1日から3月27日（27日）

○会議録署名議員

3番 和田勝弘 6番 松尾 匡

議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 諸般の報告 |
| 日程第 2 | 議案第 4号 | 平成29年度岬町一般会計補正予算（第9次）について |
| 日程第 3 | 議案第 5号 | 平成29年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）について |
| 日程第 4 | 議案第 6号 | 平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4次）について |
| 日程第 5 | 議案第 7号 | 平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1次）について |
| 日程第 6 | 議案第 8号 | 平成29年度岬町深日財産区特別会計予算（第2次）について |
| 日程第 7 | 議案第 9号 | 平成30年度岬町一般会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 平成30年度岬町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第12号 | 平成30年度岬町下水道事業特別会計予算について |
| 日程第11 | 議案第13号 | 平成30年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第12 | 議案第14号 | 平成30年度岬町介護保険特別会計予算について |
| 日程第13 | 議案第15号 | 平成30年度岬町淡輪財産特別会計予算について |
| 日程第14 | 議案第16号 | 平成29年度岬町深日財産区特別会計予算について |
| 日程第15 | 議案第17号 | 平成29年度岬町多奈川財産区特別会計予算について |
| 日程第16 | 議案第18号 | 平成29年度岬町水道事業会計予算について |
| 日程第17 | 議案第19号 | 岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について |
| 日程第18 | 議案第20号 | 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について |
| 日程第19 | 議案第21号 | 岬町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第22号 | 岬町空家等対策協議会条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第23号 | 岬町町民交流広場設置条例の制定について |

- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 岬町特別会計条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 岬町手数料条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 岬町災害見舞金支給条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 岬町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 岬町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 3 2 号 岬町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 3 3 号 南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 3 4 号 岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 3 5 号 岬町霊柩自動車使用条例の廃止について
- 日程第 3 4 議案第 3 6 号 岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 5 議案第 3 7 号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 6 議案第 3 8 号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 7 議案第 3 9 号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 8 議案第 4 0 号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 9 議案第 4 1 号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 0 議案第 4 2 号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 1 議案第 4 3 号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 2 議案第 4 4 号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 3 議案第 4 5 号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 4 議案第 4 6 号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 5 議案第 4 7 号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 6 議案第 4 8 号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 7 議案第 4 9 号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 8 議案第 5 0 号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 9 議案第 5 1 号 岬町深日地区財産区管理委員の選任について

○坂原正勝副議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第1回岬町議会定例会2日目を開催します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は12名、全員です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下、関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○坂原正勝副議長 日程第1、諸般の報告を行います。

全国町村議会議長会から町村議会議員特別表彰を受けられました道工晴久君。大阪府町村議会議長会から永年在職議会議員表彰を受けられました小川日出夫君の伝達式を行います。

道工晴久君、小川日出夫君、演台前にお越しく下さい。

(表彰状授与)

○坂原正勝副議長 表彰状 大阪府岬町議会議長 道工晴久殿。

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献せられた功績は特に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成30年2月8日

全国町村議会議長会会長 櫻井正人

おめでとうございます。

(拍手)

○坂原正勝副議長 表彰状 岬町議会 小川日出夫殿。

あなたは10年以上にわたり町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与、貢献されたその功績はまことに顕著であります。

よって、ここに表彰します。

平成30年3月2日

大阪府町村議会議長会会長 川嶋玲子

おめでとうございます。

(拍手)

○坂原正勝副議長 続きまして、町長からの感謝状の贈呈でございます。

田代町長は、演台前にお越しく下さい。

○田代町長 感謝状 岬町議会 道工晴久殿。

あなたは岬町議会議員として永年に渡り、岬町自治並びに町村議会の振興と発展に寄与・貢献されました。その功績はまことに顕著で、ここに感謝の意を表します。

平成30年3月6日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

おめでとうございます。

(拍手)

○田代町長 感謝状 岬町議会 小川日出夫殿。

あなたは10年以上にわたり、町村議会議員として地方自治の振興・発展に寄与・貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成30年3月6日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

どうもおめでとうございます。

(拍手)

○坂原正勝副議長 ただいま、感謝状の贈呈が終わりました。

表彰状並びに感謝状を受けられました2名より謝辞を述べたいとのことですので、これを許可します。

まず、道工晴久君から許可します。

○道工晴久議長 ただいまは皆さん方の本当にご支援のおかげで、全国町村議長会の特別表彰という形で賞を拝受いたしました。ありがとうございました。

まだまだ勉強不足でございますけれども、とにもかくにも岬町の振興のために12名の議員が一丸となって住民の幸せのために頑張れるように、今後とも努力してまいります。

本当に本日はありがとうございました。よろしく願い申し上げます。

(拍手)

○坂原正勝副議長 次に、小川日出夫君。

○小川日出夫議員 本日は貴重な時間をいただき、表彰状及び感謝状をいただきまことにありがとうございます。

今後も精進して議会議員を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(拍手)

○坂原正勝副議長 表彰された議員におかれましては、多年にわたる議員活動、本当にご苦労さまでした。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、ここで議長と交代します。

○道工晴久議長 日程第2、議案第4号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第9次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第2、議案第4号、平成29年度岬町一般会計補正予算（第9次）につきまして、その概要をご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、12月補正予算編成後の職員の人事異動や自己都合退職者への退職手当を含む人件費の調整、決算見込みを踏まえた不用額の調整に加えて、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,984万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億7,999万3,000円とするものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては9ページから14ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

地方交付税につきましては、普通地方交付税の交付決定に伴い、1,254万1,000円を増額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、70万9,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、社会保障税番号制度システム改修費補助金の交付決定に伴い、131万1,000円を増額計上する一方、深日港、洲本港航路にかかる旅客船社会実験運航事業費の確定に伴う精算により地方創生推進交付金92万6,000円を減額計上するものでございます。

府支出金につきましては、後期高齢者医療基盤安定負担金2万7,000円を増額計上いたしております。

財産収入につきましては、本町が保有しております株式会社ジェイコムウエスト株の利益配当金93万7,000円を増額計上いたしております。

寄附金につきましては、個人と団体からの小学校の指定寄附といたしまして10万円を増額計上いたしております。

繰入金につきましては、3,816万5,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金

4, 526万7, 000円の増額を、旅客船社会実験運航事業や深日港活性化イベント事業に充当いたしております事業費の決算見込みを踏まえ、岬ゆめ・みらい基金繰入金1, 170万1, 000円の減額を、本年度末での特別会計の精算に伴い介護保険特別会計繰入金、介護サービス事業勘定500万円の増額をそれぞれ計上するものでございます。

諸収入につきましては、旅客船社会実験運航の事業費の確定により乗船料965万5, 000円を増額計上いたしております。

町債につきましては、2, 229万3, 000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、深日火葬場の解体撤去に当たり外壁にアスベストが含まれていることが判明し、必要な対策を行うための財源といたしまして深日火葬場解体撤去事業債400万円を増額計上する一方、起債借入額の決定に伴い臨時財政対策債2, 739万3, 000円を減額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、15ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、3, 410万7, 000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、自己都合退職者の申し出に伴い退職手当4, 396万7, 000円を増額計上する一方、昨年6月から9月にかけて実施いたしました旅客船社会実験運航事業費の確定に伴う不用額といたしまして委託料、使用料及び賃借料合計で184万8, 000円を、町長選挙につきましては無投票に終わりましたことから、それに伴う不用額を合計で855万7, 000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

民生費につきましては、179万7, 000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、障害者総合支援法の改正に伴う障害福祉サービス等の支給決定事務、審査支払い事務に必要なシステム改修委託料64万8, 000円を増額計上いたしております。

衛生費につきましては、452万4, 000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、現在施工中の深日火葬場解体工事においてアスベスト対策を行うための工事費450万4, 000円を増額計上するものでございます。

商工費につきましては158万9, 000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、深日港活性化イベント実行委員会補助金の不用額182万3, 000円を減額計上いたしております。

土木費につきましては、14万2, 000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、多奈川地区多目的公園の維持管理にかかる水道代、昨年10月の台風18号の影響で中止となりました芝生広場オープンイベント委託料の不用額など需用費及び委託料、

合計で118万2,000円を減額計上する一方、コミュニティバスの運行にかかる職員給与費の振替え及び再任用職員の配置替えに伴う臨時職員賃金、合計で95万1,000円を増額計上するものでございます。

消防費につきましては、26万3,000円を増額計上いたしております。主な内容としたしましては、消防団の退職に伴う報奨金68万6,000円を増額計上する一方、淡輪分団の可搬ポンプ積載車両の購入に伴う不用額42万3,000円を減額計上いたしております。

教育費につきましては、88万1,000円を増額計上いたしております。主な内容としたしましては、深日財産区特別会計繰入金を財源に、深日小学校の理科室黒板の修繕44万3,000円に加え、シューズボックスや運動マットの備品のほか、団体や個人からいただきました指定寄附としまして深日小学校、多奈川小学校への図書購入費、合計で43万8,000円をそれぞれ増額計上するものでございます。

次に、4ページをご参照願います。第2表、繰越明許費をごらんください。事業の進捗により、翌年度に繰り越しが見込まれる事業について、繰越限度額を計上するものでございます。深日火葬場解体撤去事業のほか、3事業を掲げております。

最後に5ページをご参照願います。第3表、地方債補正をごらんください。深日火葬場解体撤去事業のほか2事業について、地方債の限度額を変更を行うものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ごらんとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第4号について、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第5号「平成29年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第3、議案第5号、平成29年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）についてにつきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、後期高齢者医療では、市町村が徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合に納付金として支払い、広域連合はこの納付金等をもとに医療費等を支払う制度となっていることから、保険料の増加に伴う納付金の増額及び低所得者にかかる保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保健基盤安定事業費の決定に伴う繰入金について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,834万円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

後期高齢者医療保険料といたしまして、1,346万5,000円を計上いたしております。

次に、繰入金、一般会計繰入金といたしまして保険基盤安定繰入金3万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要についてご説明いたします。議案書は3ページを、詳細につきましては9ページ、10ページをあわせてごらんください。

広域後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1,350万円を計上いたしております。内容といたしましては、後期高齢者医療保険料納付金1,346万5,000円、基盤安定納付金3万5,000円となっております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第5号について、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第6号「平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第4、議案第6号、平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4次）についてにつきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、歳出予算における費目構成を行うための補正予算として編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照ください。なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳出予算における費目構成前と構成後において介護保険制度に基づく最終の負担割合に変更がないことから、1の保険料から10繰入金までの補正予算額はゼロとなっております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の3ページをご参照いただきたいと思います。なお、詳細につきましては11ページ、12ページに記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

歳出につきましては、保険給付費、介護等サービス等諸費における日常生活圏域ごとに要介護1から要介護5の方にサービスを提供する地域密着型介護サービス給付費を646万2,000円を減額し、介護予防サービス等諸費における要支援1及び要支援2の方にサービスを提供する介護予防サービス給付費においてその同額を増額する費目構成となっております。

以上が補正予算の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第6号について、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第5、議案第7号「平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第5、議案第7号、平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1次）についてにつきましてご説明いたします。

本会計につきましては、地域包括支援センターの機能の一つである指定介護予防支援事業所として要支援者のケアプランにかかる経費の経理を目的といたしておりましたが、平成29年度から地域包括支援センターを委託したことに伴い本会計の精算を行うための補正予算として編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ445万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ630万7,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

サービス収入、予防給付費収入として居宅予防サービス計画収入19万8,000円を減額計上いたしております。

次に、繰越金といたしまして前年度繰越金464万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載いたしておりますので、あわせてごらんください。

事業費、居宅サービス事業費として445万円を計上いたしております。内容といたしましては、地域包括支援システム保守委託料30万円及びサービス計画原案作成負担金25万

円をそれぞれ減額計上するとともに、一般会計繰出金500万円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第7号について、厚生委員会に付託したいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第6、議案第8号「平成29年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第6、議案第8号、平成29年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)についてにつきましてご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,056万7,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして繰入金、基金繰入金として深日地区財産区基金繰入金78万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをごらんください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

諸支出金、繰出金として一般会計繰出金78万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、一般会計で実施します深日小学校の備品等の財源として78万1,000円を繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第8号について、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第7、議案第9号「平成30年度岬町一般会計予算について」から、日程第16、議案第18号「平成30年度岬町水道事業会計予算について」までの10件を一括議題とします。

それでは、平成30年度当初予算に関する説明及び議案第9号から議案第18号までの10件についての説明を求めます。副町長、中口守可君。

○中口副町長 平成30年度当初予算に関する説明及び日程第7、議案第9号、平成30年度岬町一般会計予算についてから日程第16、議案第18号、平成30年度岬町水道事業会計予算についてまで、合わせて11件の提案の説明をさせていただきます。

長時間になると思いますが、よろしく願いいたします。

なお、本定例会1日目の町長の町政運営方針に基づきまして会計別の詳細な増減額及び増減理由を含めまして説明させていただきます。

それでは、まず平成30年度岬町一般会計予算につきましてご説明いたします。

予算書2ページをごらんください。第1条の予算総額として歳入歳出それぞれ94億5,000万円を計上いたしており、対前年度比3.8%の増となっております。

なお、借換債の発行に伴い平成30年度予算では9,684万1,000円を、平成29年度予算では8,970万円を歳入歳出予算にそれぞれ計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は3.7%の増となっております。

第2条は債務負担行為の定めでございます。事項、期間及び限度額は予算書8ページ第2表、債務負担行為に掲げております。防災行政無線再整備事業など3事業につきまして期間及び限度額を定めております。

第3条の地方債につきましては、予算書9ページ第3表、地方債に掲げております。防災行政無線再整備事業など11事業につきまして起債の目的ごとに限度額、起債の方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を20億円と定めております。

第5条につきましては、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書11ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては14ページから49ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

款1、町税につきましては、対前年度1,488万1,000円増額の20億3,020万円を計上いたしております。景気は緩やかな回復基調にあると言われておりますが、人口減少に伴う納税義務者数の減少や主要企業が少ない本町におきましては、国の経済対策等の効果が十分には行き届いていない状況にあります。

地価の下落等により固定資産税の減少が続く一方、給与所得額の増加等により町民税の個人所得割が増加することで町税全体で微増となっております。

款2、地方譲与税から、款9、地方特例交付金までの各種譲与税・交付金につきましては、合計で4億2,191万8,000円を計上いたしております。

平成29年度の収入見込み及び平成30年度の地方財政計画などを踏まえて計上いたしております。景気回復基調のおくれなどを考慮し、配当割交付金、地方消費税交付金の減少等に伴い、対前年度8,556万3,000円の減額となっております。

款10、地方交付税につきましては、本町の税收等の状況や平成30年度地方財政計画などを踏まえて、対前年度2,000万円の減額の18億7,400万円を計上いたしております。内訳といたしましては、普通地方交付税が16億900万円、特別地方交付税が2億6,500万円となっております。

款11、交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の400万円を計上いたしております。

款12、分担金及び負担金につきましては、学校給食保護者負担金の減少などにより、対前年度132万4,000円減額の5,299万4,000円を計上いたしております。

款13、使用料及び手数料につきましては、公営住宅使用料の増加などにより、対前年度783万1,000円増額の1億2,633万9,000円を計上いたしております。

款14、国庫支出金につきましては、町営緑ヶ丘住宅建設事業や町道海岸連絡線整備事業などにかかる社会資本整備総合交付金の減少などにより、対前年度2億7,771万9,0

00円減額の13億9,264万円を計上いたしております。

款15、府支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金の増加などにより、対前年度2,225万7,000円増額の5億2,451万円を計上いたしております。

款16、財産収入につきましては、町有地貸付収入の減少などにより、対前年度16万8,000円減額の4,721万円を計上いたしております。

款17、寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金の増加などにより、対前年度2億9,825万円増額の5億円を計上いたしております。

款18、繰入金につきましては、対前年度3億5,744万8,000円増額の8億5,079万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、当初予算で必要な財源を措置するための財政調整基金繰入金3億5,000万円を、岬ゆめ・みらい基金繰入金3億8,402万9,000円を、各財産区特別会計からの繰入金を合計で4,197万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

款19、繰越金につきましては、平成29年度決算見込みを踏まえ、対前年度500万円増額の5,400万円を計上いたしております。

款20、諸収入につきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の増加などにより、対前年度306万6,000円増額の8,304万9,000円を計上いたしております。

款21、町債につきましては、14億8,834万1,000円を計上いたしております。防災行政無線整備事業債やごみ処理施設整備事業債の増加などにより、対前年度2,004万1,000円の増額となっております。なお、借換債を除く対前年度は、1,290万円の増額となっております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書12ページ、13ページをごらんください。なお、詳細につきましては50ページから167ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、議会費につきましては、議員視察研修経費の増加などにより対前年度237万6,000円増額の1億875万2,000円を計上いたしております。

款2、総務費につきましては、防災行政無線再整備事業や岬ゆめ・みらい寄附をいただいた方への返礼費用などにかかるふるさと応援事業の増加などにより、対前年度2億5,880万2,000円増額の13億4,567万6,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、まちづくりの意欲のある人材をまちづくりエディターとして募集し、移住・定住支援や空き家活用活動など、地域の課題に取り組みます。

また、原動機付自転車にまちを象徴するデザインを盛り込んだご当地ナンバープレートを

導入することで、まちのPRに努めてまいります。

款3、民生費につきましては、障害のある方への福祉サービスの給付や、旧深日保育所解体撤去事業の増加などにより、対前年度4,691万8,000円増額の24億4,014万8,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、保育所、幼稚園、認定こども園に通う第2子以降の保育料を無料化することで子育て支援を行います。

また、現在の地域福祉計画について社会福祉協議会とともに改定を行うことで、地域の福祉力を高める取り組みを進めてまいります。

款4、衛生費につきましては、水道事業会計の貸付金やごみ処理施設整備事業の増加などにより対前年度2億7,043万4,000円増額の9億2,415万9,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、新生児に対して聴覚検査を行うことで、聴覚障害の早期発見、早期療育を図ります。

また、国の地球温暖化対策計画を受けて、本町が取り組む実行計画を策定します。

款6、農林水産業費につきましては、平野下池や峠池の改修事業の増加などにより対前年度860万3,000円増額の7,100万6,000円を計上いたしております。

款7、商工費につきましては、多奈川地区多目的公園への進出企業に対する助成事業の減少などにより、対前年度4,771万3,000円減額の8,102万1,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、第二阪和国道の延伸により和歌山方面から多くの人々の訪問が見込まれるようになったことから、道の駅みさきにFM和歌山サテライトスタジオを設置して、まちの魅力の発信に努めてまいります。

款8、土木費につきましては、町道海岸連絡線整備事業や町営緑ヶ丘住宅建設事業の減少などにより、対前年度5億1,273万3,000円減額の22億5,904万9,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、いきいきパークみさきを全ての世代が憩える公園として整備するため、大型複合遊具を設置します。

また、現在整備中の町道海岸連絡線や町道多奈川歴史街道整備事業、町営緑ヶ丘住宅建設事業につきましては、いずれも平成30年度完成に向けて引き続き鋭意実施してまいります。

款9、消防費につきましては、泉州南消防組合負担金の増加などにより、対前年度2,384万4,000円増額の4億560万7,000円を計上いたしております。

新規事業といたしましては、多奈川分団小島地区に配置している消防車両の更新を行うこ

とで、地域の消防力の充実を図ってまいります。

款10、教育費につきましては、平成29年度で実施しました深日小学校グラウンド改修事業の減少などにより、対前年度64万4,000円減額の4億3,564万1,000円を計上いたしております。

新規施策といたしまして、淡輪小学校のブランコの更新、深日小学校のトイレの改修、多奈川小学校のプラネタリウムの修繕、岬中学校の防球ネットの改修などを行うことで教育環境の充実を図ってまいります。

款12、公債費につきましては、地方債利子償還金の減少などにより、対前年度416万1,000円減額の8億5,265万円を計上いたしております。なお、借りかえを除く対前年度は、1,130万2,000円の減額となっております。

款13、諸支出金につきましては、岬ゆめ・みらい基金積立金の増加などにより、対前年度2億9,827万4,000円増額の5億2,129万1,000円を計上いたしております。

款15、予備費につきましては、対前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上が、平成30年度岬町一般会計予算でございます。

次に、平成30年度岬町国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

国民健康保険については、平成30年度から大阪府も財政運営の責任主体として運営の中心的な役割を果たすこととなり、町は地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険料の賦課徴収、保険給付、保険事業などを行うこととなります。また、これに伴い、国民健康保険の財政スキームも大きく変更されております。

予算書178ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ27億5,820万7,000円を計上いたしており、対前年比17%の減となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書183ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては186ページから195ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、国民健康保険料につきましては、今回の制度改正により、大阪府に納付する国民健康保険事業費納付金が基礎となることから、対前年度2億408万5,000円減額の4億5,829万6,000円を計上いたしております。

款2、一部負担金につきましては、一般被保険者一部負担金などいたしまして、前年度と同額の2,000円を計上しております。

款3、使用料及び手数料につきましても、督促手数料といたしまして、前年度と同額の1,000円をそれぞれ計上いたしております。

款5、府支出金につきましては、今回の制度改正により、新たに保険給付費等交付金が設けられ、各市町村の医療費等の事業規模に相当する費用を普通交付金、特別交付金等として交付されることになり、対前年度19億4,796万5,000円増額の21億2,250万3,000円を計上いたしております。

款6、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款7、繰入金につきましては、保険基礎安定基金繰入金の減少などにより、対前年度2,918万6,000円減額の1億7,671万7,000円を計上いたしております。

款9、諸収入につきましては、特定健康診査等受託料の増加などにより、対前年度15万4,000円増額の68万7,000円計上いたしております。

なお、先ほど申しました国民健康保険制度の改正により国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の各科目につきましては廃止しております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書184ページ、185ページをごらんください。なお、詳細につきましては、196ページから213ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の減少などにより、対前年度3,639万9,000円減額の3,245万9,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、高額療養費の減少などにより、対前年度1億198万3,000円減額の20億5,699万5,000円を計上いたしております。

款3、国民健康保険事業費納付金につきましては、新たに6億765万円を計上しております。今回の制度改正により、大阪府全体の国保運営事業費を賄うための費用を各市町村が大阪府に納付するとされたもので、大阪府において市町村ごとの所得水準や加入者数等を考慮しまして算定される経費を計上するものでございます。

款4、共同事業拠出金につきましては、対前年度6億5,319万2,000円減額の1,000円を計上いたしております。これまで高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業、保険財政共同安定化事業事務費にかかる拠出金を予算計上いたしておりましたが、今回の制度改正により国と財政運営の責任主体である大阪府との調整となるため市町村は予算計上する必要がなくなったことによるものでございます。

款6、保健事業費につきましては、対前年度9万7,000円増額の2,859万1,000円の計上をいたしております。主な事業といたしましては、特定健診や歯科健診、生活習慣病予防に取り組むほか、ジェネリック医薬品への変更勧奨などを通じまして医療費の適正化を図る事業を引き続き実施いたします。

款7、基金積立金につきましては、財政基盤安定基金積立金といたしまして、前年度と同額の1,000円を、款8、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして前年度と同額の100万円をそれぞれ計上いたしております。

款9、諸支出金につきましては、退職被保険者等保険料還付金の減少などにより、対前年度14万円減額の151万円を計上いたしております。

款10、予備費につきましては前年度と同額の3,000万円を計上いたしております。

なお、国民健康保険制度の改正により、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金の各科目につきましては廃止としております。

以上が、平成30年度岬町国民健康保険特別会計予算でございます。

次に、平成30年度岬町後期高齢者医療特別予算につきましてご説明いたします。予算書222ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ3億1,782万2,000円を計上いたしており、対前年度比15.6%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の226ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、229ページから232ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料の増加などにより、対前年度3,288万8,000円増額の2億4,234万6,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、保険基盤安定に係る一般会計繰入金の増加などにより、対前年度875万3,000円増額の7,331万3,000円を計上いたしております。

款6、諸収入につきましては、健康診査等事業費補助金の減少などにより、対前年度81万9,000円減額の2,000円を計上いたしております。

款7、国庫支出金につきましては、新たに高齢者医療制度円滑運営事業費補助金216万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書227ページ、228ページをごらんください。なお、詳細につきましては、233ページから236ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の増加などにより、対前年度242万円増額の605万8,000円を計上いたしております。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の増加などにより、対前年度4,128万1,000円増額の3億1,136万4,000円を計上いたしております。

款3、諸支出金につきましては、保険料還付金の増加などにより対前年度10万円増額の30万円を計上いたしております。

款4、予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上いたしております。なお、保健事業費につきましては、科目を廃止いたしております。

以上が、平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

次に、平成30年度岬町下水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書238ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ6億7,550万1,000円を計上いたしており、対前年度比9.7%の増となっております。なお、下水道事業借換債といたしまして、平成30年度予算では7,999万円を、平成29年度予算では3,500万円を、歳入歳出予算にそれぞれ計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は2.5%の増となっております。

第2条の地方債につきましては、予算書241ページ、第2表、地方債に掲げております。下水道事業の2事業について、地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借入れの限度額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の243ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、246ページから249ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度1,747万3,000円減額の2億8,554万円を計上いたしております。

款2、町債につきましては、下水道事業借換債の増加などにより、対前年度7,080万円増額の2億6,189万円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は、2,590万円の増額となっております。

款3、国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、対前年度968万1,000円増額の1,805万円を計上いたしております。

款4、諸収入につきましては、淡輪中継ポンプ場維持管理受託事業収入などとして、対前年度1,000円増額の76万3,000円を計上いたしております。

款5、使用料及び手数料につきましては、下水道使用料の減少などにより、対前年度335万1,000円減額の1億737万6,000円を計上いたしております。

款6、分担金及び負担金につきましては、受益者負担金といたしまして、対前年度17万円減額の188万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書244ページ、245ページをごらんください。なお、詳細につきましては、250ページから255ページについて記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費といたしまして、対前年度303万4,000円減額の1億314万円を計上いたしております。

款2、事業費につきましては、流域下水道事業費の増加などにより、対前年度1,570万1,000円増額の8,624万5,000円を計上しております。事業費の内訳としましては、流域下水道事業費1,569万3,000円、公共下水道事業費7,055万2,000円となっております。

款3、公債費につきましては、地方債元金償還金の増加などにより、対前年度4,691万1,000円増額の4億8,611万6,000円を計上いたしております。なお、借りかえを除く対前年度は、192万1,000円の増額となっております。

以上が、平成30年度岬町下水道事業特別会計予算でございます。

次に、平成30年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書265ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,824万8,000円を計上いたしており、対前年度比28%の増となっております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の269ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、272ページ、273ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度397万5,000円増額の1,687万5,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、排水処理施設使用料といたしまして、対前年度

1万6,000円増額の137万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書270ページ、271ページをごらんください。なお、詳細につきましては、274ページ、275ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費といたしまして、対前年度399万1,000円増額の770万2,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、前年度と同額の1,054万6,000円を計上いたしております。

以上が、平成30年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

次に、平成30年度岬町介護保険特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

平成29年度末で介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）を廃止することに伴いまして、平成30年度から介護保険特別会計（保険事業勘定）を介護保険特別会計に名称変更を行うものでございます。

なお、議案発送後に当該ページの一部に誤りが発見され、修正させていただきましたことをおわび申し上げます。

それでは、予算書の278ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ19億1,635万3,000円を計上いたしており、対前年度比2.7%の増となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書282ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては285ページから292ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、対前年度1,913万6,000円増額の3億7,085万3,000円を計上いたしております。

款3、使用料及び手数料につきましては、指定地域密着型サービス事業者等指定手数料の減少などにより、対前年度5,000円減額の4万8,000円を計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、調整交付金の増加などにより、対前年度2,883万6,000円増額の4億6,596万8,000円を計上いたしております。

款5、支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金の減少などにより、対前年度520万3,000円減額の4億8,791万8,000円を計上いたしております。

款6、府支出金につきましては、地域支援事業交付金の増加などにより、対前年度454万円増額の2億5,887万9,000円を計上いたしております。

款8、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、対前年度4万7,000円減額の1万1,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、対前年度304万5,000円増額の3億3,250万4,000円を計上いたしております。繰入金の内訳といたしましては、一般会計繰入金2億9,568万9,000円、介護給付費準備基金繰入金3,681万5,000円となっております。

款11、諸収入につきましては、認定調査受託金の増加などにより、対前年度5万円増額の17万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書の283ページ、284ページをごらんください。なお、詳細につきましては、293ページから312ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の増加などにより、対前年度335万6,000円増額の5,859万8,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費の増加などにより、対前年度1,117万1,000円増額の17億1,467万4,000円を計上いたしております。

款4、地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業の増加などにより、対前年度3,581万4,000円増額の1億4,047万円を計上いたしております。

款6、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして50万円を、款7、諸支出金につきましては、介護保険料償還金といたしまして10万円を、それぞれ前年度と同額計上いたしております。

款8、基金積立金につきましては、新たに介護給付費準備基金積立金として1万1,000円を計上いたしております。

款9、予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上いたしております。

以上が、平成30年度岬町介護保険特別会計予算でございます。

次に、平成30年度岬町淡輪財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書322ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ709万円を計上いたしており、対前年度比24.7%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の326ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、32

9ページから332ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の増加などにより、対前年度17万4,000円増額の213万3,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、新たに前年度繰越金として1,000円を計上いたしております。

款3、諸収入につきましては、預金利子といたしまして前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度249万8,000円減額の495万5,000円計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書327ページ、328ページをごらんください。なお、詳細につきましては、333ページから336ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費の増加などにより、対前年度51万3,000円増額の549万2,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、淡輪地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度283万6,000円減額の59万8,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、平成30年度岬町淡輪財産区特別会計予算でございます。

次に、平成30年度岬町深日財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書の339ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ4,823万1,000円を計上いたしており、対前年度比5.9%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の343ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、346ページから349ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の増加などにより、対前年度1万2,000円増額の2,146万円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款3、諸収入につきましては、預金利子といたしまして、対前年度2,000円減額の2,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度26

9万5,000円増額の2,676万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

予算書344ページ、345ページをごらんください。なお、詳細につきまして、350ページから353ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費の増加などにより、対前年度48万9,000円増額の685万2,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度221万6,000円増額の4,037万9,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、平成30年度岬町深日財産区特別会計予算でございます。

次に、平成30年度岬町多奈川財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の356ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ4,794万9,000円を計上いたしており、対前年度比26.9%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の360ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、363ページから366ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の減少などにより、対前年度24万9,000円減額の58万8,000円を計上いたしております。

款2、諸収入につきましては、預金利子といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款3、繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度1,742万2,000円減額の4,736万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書361ページ、362ページをごらんください。なお、詳細につきましては、367ページから370ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、山林の維持管理に必要な備品購入費の増加などにより、対前年度520万2,000円増額の1,278万5,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度2,287万3,000円減額の3,416万4,000円を計上いた

しております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、平成30年度岬町多奈川財産区特別会計予算でございます。

最後に、平成30年度岬町水道事業会計予算につきましてご説明いたします。予算書の373ページをごらんください。

第2条の平成30年度の業務の予定量につきましては、給水戸数8,010戸、年間総給水量186万3,128立方メートル、1日平均給水量5,104立方メートルを予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益5億4,642万8,000円、事業費用5億1,069万8,000円を計上いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入225万1,000円、資本的支出1億7,911万2,000円を計上いたしております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億7,686万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条では、一時借入金の限度額を3億円と定めております。

第6条では、予定支出の各項の経費の金額を流用できる項目を設定しております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

第8条では、たな卸資産の購入限度額を、第9条では、建設改良事業の施工により取得する資産の予定額をそれぞれ定めております。

以上が、平成30年度一般会計予算のほか9会計予算の概要につきましてご説明させていただきました。

本件につきましては、後日、開催が予定されております各常任委員会に付託されるものと存じます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 平成30年度の予算の中で、この表に載っておりますが、地方債のことでちょっとお聞きしたいんですが、平成30年度末で124億円の地方債がありますが、これについては、事業していくためには仕方がないんですが、これで、今後、この地方債、現在も岬町住民1人当たり75万円の借金というんですか、あるような形になるんですが、今後どのようにこの地方債を持っていくのか、これからまだ増やすのか、これから少なくしていくのか、その点ちょっと聞きたいと思います。

5年ほど前で結構ですけど、もしわかっていたらその差額がわかればお聞かせいただきたい

いんですけど。

この2点、よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 和田議員のご質問にお答えいたします。

この地方債残高の件ですけれども、現在、確かに今回事業が大きいので、地方債残高につきましては増えております。

今後、まだ淡輪の番川海岸連絡線の件とその辺がまだありますので、今後まだ何年か、若干地方債残高は増えるであろうと思われれます。

先ほどの5年前のと比較という話ですけど、現在、手元にございませんで、再度、それ確認させていただきまして答えさせていただきたいと思ひます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 後で聞いてもいいんですが、5年前ぐらい、どこかに載っていませんか。

もう結構ですわ、この忙しいときに。

○道工晴久議長 また調べまして、ご報告させていただきます。

○和田勝弘議員 それで結構です。

○道工晴久議長 他にございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 私、委員会に所管していませんので、何点かちょっと確認をいたしたいと思ひます。

予算書で127ページの部分ですけれども、町道多奈川歴史街道線道路整備工事、これどのような工事内容か、この道路整備に当たってかなり住民が恩恵を受けるとか、そういうような部分があるのか、それとも、どういう歴史的な感覚で整備するのみであるのか、その関係を担当者のほうからご説明願ひたいと思ひます。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

内容につきましては、整備工事費ということで予算計上させておひまして、工事の内容でございませんですが、延長が約270メートルで、幅員が約5メートルの道路となつてございません。それを整備する費用として計上させていただひている状況でございません。

付近の住民さんにとりましては、現在、理智院のほうへ極楽橋から現道があるんですけども、狭い状況で利用もかなわない状況になつてひます。それをバイパス的な道路になりますので、住民さんの利用としては、今の現道を利用して、問題は解消されるというところでございません。

本路線につきましては、そういう地域住民の安全を確保する上での道でもあるのですが、

理智院さんであるとか歴史的なお寺等ございますから、観光のための道としても利用していただける状況になって、これまでかなり観光客の方も来られて、バスをとめるところがなく、とっとパークのほうまでとめにいったとか、そういうのをお聞きしている状況がありますので、それができることによってバスもとめるスペース等も設けてございますので、かなり観光、旧所名跡のほうをごらんになれるのかなと考えてございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 一応、観光とか歴史的なそういう部分、拝観するとかそういう目的で整理をするという理由がわかりました。

あと、やっぱり年間どのぐらいの方がこの地に来られて歴史を勉強されてお帰りになるか、その実態数なんかおわかりですか。わかっていれば、大体の概算で結構ですけども。

なぜかと言いますと、今回当初予算の概要版を見せていただいたら、その少しちょっと上に、結局、道路舗装修繕事業って必要性が高い箇所から順次舗装事業を行うって書いているんですね。

そこで、必要性が高いのか、高くないのか、この部分についてもちょっと触れて説明していただきたいです。

なぜかと言うと、やはり財政というのは限られた財政で運営していかないかんから、歴史は歴史で絶対必要なものです。しかし、説明理由を求めていますので、もう一度必要性、どの程度の歴史を散策されに来ているのか、その道が通過道路か、それとも行きどまりか、その部分、当初予算の概略ではやはり必要が高い箇所から順次舗装終了、これは当然税金の公平な公正な使い道ですよ、必要性が高いところから。高くないところから使ったらおかしいということですね、その説明お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 まずお答えさせていただきます。

初めに利用人数でございますが、きちっとカウントしてという状況ではないんですけども、聞くお話ですけども、興善寺さんとか理智院さん等、特に理智院さんに聞いた状況で、平成26年にはなるんですが、1,200人が参拝されたという状況も聞いていますし、あと、先ほどもご説明させてもらったように、集中してバスで来られるので200名前後の方が来られる状況があるということで、かなり観光分野でも周知といいますか、宣伝して観光協会さんとともに岬町に来ていただくようにできるだけ努力して頑張っているところでございます。

その必要性につきましては、先ほど触れさせていただいたように、岬町で道の駅もオープンして1年ぐらいになって、かなり盛況な状況で来ていただいている、本当にうれしいなど

は思っているところなんです。

それを、岬町全域的にそういう施設が点在しているので、その辺も広く岬町のほうへ来ていただいて岬町を知っていただいて、最終的には岬町に住んでいただければ一番いいのかなとは考えていまして、必要性といいますと、その辺、岬町を活性化する上でかなりの重要な施設になるのではないかなと考えてございます。

道路につきましては、やはり施設への道で、現道に当てるような形になりますので、一方といいますか、ループできる状況ではバスはないんですけれども、Uターンして戻っていただくという形になる状況でございます。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 先ほどの和田議員の、5年前との比較ということでお答えさせていただきたいと思います。

5年前なんですけれども、これ決算なんですけれども、一般会計で起債残高、平成25年度末でございますけれども、その時点で一般会計では73億6,300万円程度の起債残高があったということでございまして、現在、当初予算の平成30年度末見込みという形なんですけれども、それが一般会計では84億2,100万円ということなので、約10億5,800万円程度増えておるとい状況になっております。

先ほども申しあげましたように、今年度も海岸連絡線等の事業をしておりますし、現在も緑ヶ丘の町営住宅も建て替え事業をやっている最中でございますので、その辺の大きな事業が今年度中で終わりますけれども、あと、今まで減ってきていたんですけれども、現在、平成30年度末では10億円程度伸びているという状況になっているということでございます。

今後のことなんですけれども、先ほどちょっと私、海岸連絡線と申しましたけれども、西畑線とか、ほかにも道路関係の事業ありますので、その辺、長いまだスパンで見るとはできませんけれども、若干その辺はまだ増えてくる可能性があるのではないかと考えております。

○道工晴久議長 田島議員、失礼しました。

関連でと思ったんですが、和田議員の回答が飛び込んでまいりましたが、引き続いて田島議員。

○田島乾正議員 私もちよっと運営上混線したの違うのかなと思って、別にいいですよ。

ただ、私、まだこれで3回目の質問と思っていたのですが、おかしいなということで。

担当部長、おっしゃる、その事業については理解はいたしてます。岬町には観光資源が少ないということで神社、仏閣も立派なのがあるんですから、それに対して観光資源の確保のためにこういう事業を使うということは私は賛成です。

ただ、心配しているのは、やはり地元からの要望が上がっていたのか、それとも、どうい

う要望でこういう道路整備するのかという、その根拠、根拠を答弁していただいたら私は何も税の執行については反対いたしません。

やはり、岬町には観光資源というのは必要です、これからの時代。そういうことで、そういうご答弁いただいたらありがたかったんですけど、また要望書等についても今後整理していただいて、こういう要望書が上がっていますというご答弁いただいたら私、質問したかいがあるんですよ。

答弁できますか。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

私の最初にご回答させていただいたときに、一番先にお話しさせていただかないとダメだったと思うんですが、地元、多奈川地域の自治区長会のほうから道の整備についてですが、ご要望をいただいております。

それに向けて整備を進めているという状況でございます。

失礼しました。

○道工晴久議長 他にございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今の四至本部長の説明でわかりましたけど、私が5年前と言ったんですが、もう少し前に進んだらもう少し間があくのと違うのかな、町長大分頑張って減らしていただいていたということ聞いていたので、それをちょっと聞きたくて、5年前ということをつつたので、一応10億円ほど減っていたということでございます。

それと、今、この見通しということで四至本部長、私が最初言ったように、事業をしていくには、これは仕方がないということはわかっていますので、それをとめるのではないので、一応聞きたかったということ。

何かいい方法あったらあれですけど、一応事業するという事は、やっぱり起債起こしていかんとあきませんので、これで結構でございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 単純な質問と、それから資料請求を行いたいと思います。

単純な質問については、先ほど中口副町長のほうから、当初予算に関する説明をいただいたところではありますが、その中で、日程第8、議案第10号の平成30年度岬町国民健康保険特別会計予算についてご説明をいただきましたが、その説明の中で、款7、繰入金のところだったかと思えますけれども、保険基礎安定基金というような言葉をお使いになっていたのかなと思ひまして、ちょっとそれがどこに当たるのかよくわからなかったもので、確認のためにお聞きするものであります。

財政基盤安定基金のことを指しておられるのかなと思って聞いていたのですが、ちょっともう一度お聞きしておきたいと思います。単純な確認でございます。

今、私お聞きしたのは、私自身は厚生委員会に所属しておりますけれども、先ほどの名称についてちょっと確認をしたいという趣旨でありますので、この場でお聞きしておければと思います。

それからもう一つ、資料請求を行います、日程第12、議案第14号、平成30年度岬町介護保険特別会計予算についてご説明をいただいたところであります。

私は、厚生委員会に所属しておりますので、委員会での審議の充実のために資料の請求をしたいと思います。

過去に、地域医療介護総合確保法が制定をされまして、その際に幾つか大きな制度改定が行われました。

そのうち、3点について、岬町ではどのような影響が出ているのか資料請求をしたいと思います。

一つは、特別養護老人ホームへの入所についての影響でございます。2015年4月から新規入所については、原則要介護度3以上という変更がございまして、これによる影響が岬町でどのように起こっているか、影響がなければそれで結構ですが、確認したいというのが1点でございます。

それから、2点目は、同じく2015年の、今度は8月からということになりますが、本人の合計所得が160万円以上の方については、自己負担割合が1割から2割に引き上げられております。

丸2年以上経過しておりますので、このことについても影響を受けた方の人数等確認させていただきたいと思います。

3点目は、2015年8月からですが、預貯金が単身で1,000万円以上ある場合や非課税世帯でも配偶者に住民税が課税されている場合、介護保険施設やショートステイの食費、給付費の軽減措置が受けられなくなるというような制度改定が行われました。

これについても影響を受けた方の人数をお聞きしたいと思いますので、委員会までに資料の提出を求めたいと思います。

○道工晴久議長 資料の要求でございますけれども、委員会までに間に合いますか。

資料は提出いたします。副町長、中口守可君。

○中口副町長 中原議員の質問に答えたいと思います。

私の説明で、款9の発音と言いますか、保険基盤安定基金繰入金というのが正しくて、もし保険基礎安定基金と言っているのだったら、訂正させていただきます。

正しくは、保険基盤安定基金繰入金で、予算書の191ページの下段のほうの繰入金と同様でございます。

款7です。

○道工晴久議長 中原議員よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 他にございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 もう1点だけ確認したいと思います。

これ、水道事業特別会計の件ですけれども、この説明を求めたいと思います。

私、厚生委員会に所属しているんですけれども、予算書の101ページで、説明では貸付金、繰出金の部分で水道事業会計貸付金、貸し付け理由、これは特別会計ですから貸し付けというのは余りなじまん話と思うんですけれども、貸付金、どういう意味かということをお尋ねしたいのと、予算書の400ページ、営業外費用の部分で企業債利息の部分で市中銀行償還利息とかこれ書いているんですけれども、これはどこの市中銀行にあればいいのか、ちょっと私も不勉強でさっぱりわからないので、これから特別会計勉強したいなと思うんですけれども、ご説明いただけましたらありがたいんですけど。

○道工晴久議長 水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 水道事業会計の貸付金についてご説明させていただきます。

これ、まず一般会計からの水道事業会計への貸付金ということで、私、逆に借り手のほうの立場になるのですが、一般会計からの貸付金ということで内容をご説明させていただきたいと思います。

本町の水道事業では、給水人口の減少、節水型家電の普及等による一般需要の使用水量の減少に加え、関西電力の休止等により料金収入が減少する中、拡張事業の財源の一部として発行した企業債の元利償還金が経営を圧迫し、厳しい経営状況となっております。

平成18年度以降、継続的に一般会計や市中銀行から一時借入金を繰返しております。近年ではその金額が2億円となっております。

現状の会計状況では一時借入金は避けられないものですが、一時借入金を繰返し継続することは会計的によくない運用であり、大阪府市町村課から改善するよう指摘されております。

今回、その対応といたしまして一般会計から地方公営企業法第18条の2に基づき長期での借り入れをお願いしたものでございます。

以上でございます。

すみません、この一時借入金から長期貸付金に変わりました、その利息の件でございます

が、一応平成30年度にお借りしまして、平成31年度からの償還というように予定しております。

現在、また返済期間及び金利等の詳細につきましては、今後、関係者と協議、調整いたしますので、平成30年度予算には計上されておられません。

○道工晴久議長 どこで借りているのか。

○鶴久森水道事業理事 今、農協でございます。

一般会計から借りていまして、足りないときは農協からお借りしております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 意味がわからんと質問してごめんなさいな。

そういうことで、特別会計というのは独立性を持って運営せなだめだと、恐らくできるなら一般会計を繰り出しとか、そんなんすべきでない、私はそう思うんです。

やはり、特別会計って、そのために特別会計を置いているんですから、一般会計は一般会計で健全な会計を執行せないかんと思うので、あまり一般会計に頼るとか、そういう事業はやめていただきたいなど、かように思いますので。

そして、もう1点、101ページの予算書では、保健衛生費の項目からこういう貸し出しとかなっているんですけども、これ、どういう意味ですか。この意味もちょっと教えてください、保健衛生の内訳から貸し出しになっているんですけど、なぜ保健衛生から。

○道工晴久議長 水道事業理事、鶴久森 敦君。

○鶴久森水道事業理事 先ほどのご質問でございますが、これ、特別会計でお借りしている部分でございます、一般会計には繰り出す部分が上水道または簡易水道は水道法により市町村が行う場合は通常は特別会計で処理されるが、一般会計から繰り出し、出資、貸付金または補助金を支出する際は衛生費に計上されるという規定になっておりますので、そのとおりさせていただきます。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 先ほど、鶴久森のほうから説明いたしておる件なんですけども、今回の繰り出しにつきましては、一般会計から全て繰り出して財源とするのではなくて、貸し付けという形を取っておりますので、それにつきましては毎年償還されるということになっております。

その中で、今回、全て一般会計からの負担をするということではないので、それだけご理解いただきたいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 事業委員会に所属しておりませんので、一つお聞きしたいことがございます。

予算書133ページ中ほど、都市計画費の土木費の備品購入費の中で大型遊具購入費というのがあります。

結構、金額が大きいです。町長の町政運営方針の中で発表があったいきいきパークみさき内の土砂を活用して整備された実りの森というところに該当するのかなと思うんです。

その町長の説明の中で、この遊具に当たっては岬町で初めてのクラウドファンディングで行うといったことでしたが、その事業の概要というのを簡単に説明していただければと思います。お願いします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

いきいきパークみさきに設置する大型遊具の件でございます。

いきいきパークにつきましては、運動広場等ありまして、どちらかというところ、子どもさんの高学年の方から大人の方が利用される公園となっております。

タウンミーティング等で町内を回ると、やはりお子さんをお持ちの親御さんの世代から、子どもが遊べるような公園を整備してほしいという声を幾つかいただいております。

その声を受けまして、今回、多目的公園の実りの森、第二阪和国道の建設残土で整備された部分でございますが、そこに大型遊具を設けることによりまして小さな子どもさんも遊べるエリアをつくることで全ての世代が憩える公園として整備したいということで、今回予算を計上させていただいたところでございます。

この整備に当たりましては、基本的に多目的公園の管理基金のほうから取り崩しを予定しているところでございますが、やはり、将来の維持管理を考えますと、基金は残しておくほうが良いということで、今回クラウドファンディングという手法を用いまして広く一般から寄附を集めることで、その財源として活用したいということで考えてございます。

このクラウドファンディングにつきましては、特定の事業を設けまして、そこに寄附をいただくということで、ふるさと納税とリンクした制度でございまして、使い道を明確にして寄附を集めるというものでございます。

今後町が進める事業等につきましても、独自の財源を集めるということから、今後もクラウドファンディングというのを進めていきたいと考えておりまして、今回、目的が明確で子どものそういう遊具という割と寄附しやすいというか、目的がはっきりしているという事業でございますので、今回試験的に導入したいということで実施するものでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第9号から議案第18号についてまでの10件をそれぞれ、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第18号について、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 13時から会議を再開させていただきます。ありがとうございます。

(午前11時57分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど水道部のほうの発言の中で一部分訂正の申し出がございますので、許可したいと思います。水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 先ほど、田島議員よりご質問いただきました水道の当初予算の部分でございます。

営業外費用、ページで言いますと予算書の400ページの地方債利息、市中銀行債償還利息はどこの銀行というご質問をいただきましたが、私、間違いまして農協とお答えしました。

正しくは、池田泉州銀行、紀陽銀行でございます。申しわけございませんでした。

○道工晴久議長 それでは、議事を進めます。

○道工晴久議長 日程第17、議案第19号「岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第17、議案第19号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更についてご説明させていただきます。

本件は、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約を変更することについて、地方自治法第252条の14第2項の規定により、泉佐野市と協議することにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2、第3項、本文の規

定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、都市緑地法の一部を改正する法律が平成29年6月15日から施行されたことにより、都市緑地法の規定に基づく事務のうち一部の事務が市町村の事務とされ、当該事務の処理を泉佐野市に委託することに伴い規約を変更する必要性が生じたため、泉佐野市と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の裏面と新旧対照表をあわせてごらんください。岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約（案）でございますが、規約第1条中、大阪府から、を大阪府からに、次に掲げる環境農林水産行政に関する事務を、事務及び岬町の権限に属する環境農林水産行政に関する事務のうち、次に掲げるものに改め、同条第8号を緑地保全地域等の管理協定締結時の協議等に改め、第1条に、第15号として都市緑地法に基づく管理協定及び緑地保全、緑化推進法人に関する事務を加えるものでございます。

なお、附則といたしましては、この規約は、平成30年4月1日から施行する、とするものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

田島君。

○田島乾正議員 2点、ちょっと確認させてください。これは、事務を移管するんですけども、この8号中の部分について、緑地保全地域等の管理協定締結時の協議と、協議がつけ加えられているんですけども、新しい分は。以前の分は協議がついてないんですね。この協議というのは、どういう意味を言っているのか、その点ちょっと説明と。

そして、これをする事によって、岬町の財源負担があるのか。それとも、人の派遣等が発生するのか。

以上、3点ちょっと部長、説明していただきたいと思います。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。この規約の協定に関しては、28年3月に協定を結んで、泉佐野市のほうに委託しておる状況でございまして、今般、法の改正に基づきまして、その委譲事務等が追加なり変更された状況でございまして、それを泉佐野市のほうに委託することに関して協議を進めていくに当たって、議会の議決が必要となるため、議会の議決を求めた状況でございます。

次に、その財源につきましては、基本的に、委譲事務に基づくものでして、泉佐野市のほうにお願いする形になりますので、基本的に財源に係るところのものではないという状況でございます。

あと1点、あったんですか。人の派遣については、ございません。

○道工晴久議長 協議は。

○木下都市整備部長 すみません。

私、勘違いをしておりました。条文中の新でいいますと第8号と、旧の第8号の協議等というのは、どう違うのかということですが、基本的に旧のほうでは、その管理機構について、その指定をして、管理機構が行っていく形になることになってございまして、今回の法律の改正に伴って、指定までではなくて、締結時に協議等を行う事務として改められたという状況でございます。

○道工晴久議長 よろしいですか、田島議員。

他にございませんか。

ないようですので、これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第19号について、事業委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第18、議案第20号「大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

水道事業理事、鵜久森敦君。

○鵜久森水道事業理事 日程第18、議案第20号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、ご説明をいたします。

大阪広域水道企業団と泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町の7団体との水道事業の統合に伴いまして、企業団の共同処理する事務に関する修正を行うことについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町村と協議するにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。議案書の裏面及び新旧対照表をあわせて

ごらんください。

能勢町につきましては、高料金対策に係る地方交付金及び府補助金を最大限活用するため、5年間の統合準備期間を設け、平成36年度からの事業開始となることから、2条立てとしております。

第1条では、別表第2中、四條畷市を、泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町に改めております。

第2条では、別表第2中、豊能町の次に能勢町を加えております。

次に、附則としまして、この規約は平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成36年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上が概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第20号について、事業委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第19、議案第21号「岬町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第19、議案第21号、岬町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援等の基準を条例

で定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

条例案について、ご説明いたします。議案書の裏面をごらんください。

なお、本条例案につきましては、条例の形式を介護保険法施行規則及び国の基準を引用する引用型となっていることから、説明につきましては、議案書と併せて送付をいたしております、岬町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、条例制定の背景といたしましては、提案理由にもありましたように、介護保険法の一部改正により、これまで厚生労働省令に準じ、大阪府条例で定められていた指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を、市町村の条例で定めることとなったものでございます。

条例で指定並びに基準を定める指定居宅介護支援事業の内容ですが、指定居宅介護支援事業とは、介護保険法の規定により、要介護と判定された方に対して、介護ケアマネジメントを行うもので、指定居宅介護支援事業所、いわゆるケアプランセンターが、要介護1から要介護5と判定された方のケアプラン作成業務を行う事業についての指定並びに基準を定めるものでございます。

次に、条例制定に当たっての考え方でございますが、本条例による指定、指導事務につきましては、既に大阪府から権限移譲を受け、泉佐野市以南3市3町で構成する広域福祉課で処理しており、事務の効率化の観点から、今回定める条例の形式を介護保険法施行規則及び国の基準を引用する引用型で統一いたしております。

ただし、記録の保存年限につきましては、国の基準は2年とされておりますが、返還請求の時効、5年でございますが、との整合性を図るため、記録の保存年限をサービスの提供した日から5年間と定めるとともに、指定居宅介護支援事業者の指定につきましては、町独自基準として暴力団排除を規定いたしております。

次に、本条例による指定居宅介護支援事業者の指定につきましては、介護保険法施行規則を引用し、その指定は法人に限られます。

次に、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準につきましては、厚生省令を引用し、定めている事項につきましては表に記載のとおりとなっております。

裏面をごらんください。附則といたしまして、施行期日を平成30年4月1日と定めるとともに、記録の保存年限は施行日において保存期間が満了していないものにも適用する旨の適用区分を定めてございます。

以上が条例案の概要でございます。本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第21号について、厚生委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第20、議案第22号「岬町空家等対策協議会条例の制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西啓介君。

○西総務部長 日程第20、議案第22号、岬町空家等対策協議会条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に定める空家等対策協議会を設置するため、本条例を制定するものでございます。

全国的に、空家は増加しており、管理が不十分で周辺地域に深刻な影響を及ぼしている空家もあることから、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用を促進するため、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されました。岬町においても空家が増加しており、空家対策の取り組みを進めているところでありますが、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に定める、空家等対策協議会を設置し、法第6条の規定に基づく空家等対策計画を策定したいと考えております。

それでは、内容についてご説明いたします。議案書の裏面をごらんください。

本条例は、全9条からなり、空家等対策協議会の組織運営に関する事項を定めております。まず、第1条では、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づき、岬町空家等対策協議会を設置することを定めております。

次に、第2条では、協議会の所掌事務を定めており、法の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更に関する事、計画の実施に関する事を協議することを定めております。

次に、第3条では、協議会の組織を定めており、委員を10名以内で組織し、委員には、法の規定に基づき、町長のほか地域住民、法務や不動産等の学識経験者などのうちから、町長が委嘱、任命することを定めております。

次に、第4条では、委員の任期を定めており、任期は2年とし、再任することができることを定めております。

次に、第5条では、会長を置き、その役割等について定めております。

次に、第6条では、会議の運営を定めており、会議は会長が招集し、議長となり、委員の過半数の出席が必要であることを定めております。

次に、第7条では、守秘義務を定めており、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと、また、職を退いた後も同様に守秘義務を課すことを定めております。

次に、第8条では、意見聴取等を定めており、必要な場合は委員以外の者を会議に出席させ、意見や説明を聞き、資料の提出を求めることができることを定めております。

次に、第9条では、委任事項として、協議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めることを定めております。

附則として、第1項では、この条例は平成30年4月1日から施行すること、第2項では、最初に開催する会議は町長が招集すること、第3項では、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正して、空家等対策協議会会長及び委員の報酬の日額を定めております。

以上が、岬町空家等対策協議会条例（案）の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

田島君。

○田島乾正議員 これも2点ほど確認させていただきます。これは空家対策、個人の財産の運用について、行政がいろいろアドバイスなり、いろいろするものですが、ここで確認したいんですが、この委員の要件について、例えば、岬町のアルバイト職員である者はなれるのか、なれないのか。

なれないとすれば、どのような根拠でなれないのか。この2点、ちょっと説明願いたいですが。

それと、アルバイト職員には守秘義務が発生するのか、しないのか。この部分についてもちょっと2点、説明を求めます。

○道工晴久議長 西部長

○西総務部長 まず、1点目の空家対策の計画の中身ということかと思います。これにつきましては、特別措置法の第6条第2項に、どのような内容を定めるかというのが取り決められております。

1例を挙げますと、空家等に関する対策の対象とする地区、対象とする空家等の種類、その他空家等に関する対策に対する基本的な方針、計画期間、空家等の調査に関する事項、所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項、特定空家等に対する措置その他特定空家等への対処に関する事項、このような事項をこの計画の中で定めるということが、法律のほうで定められてございます。

2点目の、委員の構成でございますが、委員の構成につきましても、特別措置法の第7条第2項のほうで、委員構成というのが定められておりまして、その中で、町長のほか、学識経験者等専門的知識を有する者を参入させるという形になってございます。

アルバイト職員ができるかということですが、法律的には特に定めはございませんので、町長が必要に応じて、委嘱もしくは任命するということになります。ただ、そのアルバイト職員が、そういう専門的な知識を有するかということが選任の条件となってまいりますので、今後どういう方を選任していくかにつきましては、大阪府等からもアドバイスを受けながら選任してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第22号について、事業委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第21、議案第23号「岬町町民交流広場設置条例の制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第21、議案第23号、岬町町民交流広場設置条例の制定について、ご説明させていただきます。

提案理由ですが、夕野池、カイカ池の埋め立てに伴う町民交流広場の設置及び管理に必要な条例を制定する必要があるため、本条例を制定するものでございます。

議案書の裏面をごらんください。岬町町民交流広場設置条例（案）となっております。

1条では、町民の交流を高め地域の連帯意識を培うため、町民が気軽に利用できる町民交流広場を設置するものでございます。

第2条では、広場の名称及び位置を示したもので、夕野池町民交流広場とカイカ池町民交流広場となっております。

第3条では、行為の制限を示したもので、第1項では、広場は地域住民の憩いと安らぎ及び健康づくりなどの交流の場として自由に使用することができるものとし、第2項では、営利を目的とする行為を行おうとする者は、町長の許可を得なければならないとするものでございます。

その営利を目的とする行為といたしましては、1号として、行商その他これらに類する行為、2号としまして、競技会、展示会その他これらに類する催し、第3号としまして、その他広場の全部または一部を独占して使用すること、としております。

第3項では、第2項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、その旨を町長に申し出てその許可を受けなければならない、とするものでございます。

4条では、使用の不許可について定めたもので、お示しの1号から5号のいずれかに該当するときは、町長は広場の使用を許可しないことができるとするものでございます。

第5条では、使用許可の取り消し、または使用の中止について定めたもので、お示しの1号から5号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、または使用の中止を命ずることができるとするものでございます。

第6条では、使用料について定めたものです。第1項では、第3条第2項の規定する営利を目的とする行為を行う者で町長の許可を受けて広場を使用しようとする者は、裏面の別表、第6条関係をごらんください。別表に示します使用料を納付しなければならないとするものでございます。

第2項では、公共団体、公益団体または公共的団体において公共のために使用するとき、その他公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができるものとし、第3項では、町長が特に必要と認める以外、使用料は還付しないとするものでございます。

第7条では、使用者の義務、第8条では、広場の使用が終了したとき、または使用の取り消し、中止を命ぜられた者の原状回復の義務、9条では、災害の責務、第10条では、損害の賠償、第11条では、暴力団に係る警察への意見聴取、第12条では、委任について定めたものでございます。

附則としまして、1、施行期日は、平成30年4月1日から施行するとするものです。

2、岬町暴力団等の排除に関する条例の一部を改正するもので、裏面に示してございます
24、岬町町民交流広場設置条例を別表に加えるものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第23号について、事業委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第22、議案第24号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第22、議案第24号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たに農業委員の遊休農地解消に活動した実績により、報酬が支給されることとなったため、本条例の所要の改正を行うものでございます。

議案書の裏面と新旧対照表をあわせてごらんください。

条例の改正内容につきましては、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の、別表中、農業委員会の会長と委員の報酬を改定するもので、別表中、農業委員会の会長の報酬を年額11万5,200円を、基本給を年額11万5,200円、能率給を予算の範囲内で町長が定める額に改め、また、委員の報酬を年額9万6,300円を、基本給を年額9万6,300円、能率給を予算の範囲内で町長が定める額に改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、平成30年6月3日より施行するとするものでござ

います。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

田島君。

○田島乾正議員 これ、農業委員会の会長、委員等の報酬の部分の説明ですけども、また後で人事案件も出てくるんですけども、この1点だけ教えてほしいのは、委員の能率給の部分、能率給でどんなものかなど、それを理解しがたいのと、以前の農業委員会でしたら減反対策でお米をつくらなんだら裏作としてその調査をしに行つて、調査した人件費とか活動した報酬として支払われたような気がするんですけども、今回もこれに類似した能率給であるのか、それとも別枠を能率給を備えているのか、この部分について中身を教えていただきたいのです、これでは意味がはっきりしませんので。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

法律が改正されまして、新しい農業委員会の制度となるわけでございます。それに当たつて、これまで任意事務としておりましたものが必須事務となる状況がございまして、その事務といいますと農地等の利用の最適化、中身的にいきますと担い手の農業利用の集積・集約化、それから遊休農地の防止と解消、それから新規参入の促進などがあり、かなり農業委員の役割というのは重要になってきた状況がございまして、国のほうとしましても、農地の最適化交付金というのを新たに措置がなされた状況がございまして、それに国のほうから能率給に設ける件について、お話がございまして、実際にそういう仕事が必要事務として扱われる形になりますので、当然、これまでの報酬ではなくて活動の実態等を勘案して、その報酬を農業委員のほうに支給させていただくという考えのところでございます。

○道工晴久議長 田島議員。

○田島乾正議員 今、説明していただいたんですけども、能率給が何を指して能率給と言ってるのか、新しい法律の改正ですので、委員会でいろんな議案を議論して、かなり活発な意見を出してすごい発言力があつたら、その部分であるのか必須事務でね、結局、外部で農業委員として農業発展のためにこういう活動をされた。これに対しての能率給と言ってるのか、今の説明では何を説明されたのかわからんし、それで町長が定めるあれですね。ですから、能率給って何に対して能率給であるのか、委員会で議案を議論して、いい意見を発言した方の能率給か、それともやっぱり現場へ出ていって、いろんな将来の農政展望についてこうい

う提案をされた、岬町の農政のためにこういう起案を起こされたというのであるのか、能率給の意味がまだわからないんですけど、こういうような細部にわたって能率給の部分についても内訳できているのと違う。できていたらできていると。できていなかったら、今後そういう具合に検討しますというご答弁をいただきたいと思います。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

先ほどの説明が少し不足していた状況かと思います。申しわけございません。

議員ご指摘のように、そういう業務が必須化されて、適正化に向けた活動を実施していく形になります。ですから、一つでいうと、最適化に向けた活動の実施によって、成果実績というんですか、そういうものをカウントして支給していくというところのことで、今までやられているような農地の関係の転用であるとか、そういうのをプラスして、最適化に向けた活動の実施によってその辺を支給する状況というところでございます。

その基準等でございますけれども、まだ細部についてどういう形で、どういうことをすれば幾らで、どういう形であれば幾らだという、国のほうからまだこちらのほうにお示し等もいただいていない状況の中でして、国とか府のほうに今後指導を受けながら、別に定めていきたいと考えてございます。

○道工晴久議長 田島君。

○田島乾正議員 まだ国の事務もはっきり定まっていない。しかし、やっぱり定まっていないから国からのいろんな通達を待つのがじゃなくして、岬町は岬町の農政問題を抱えていますので、ひとつ担当窓口においては、国の方針も大事。しかし、新しいほうでやはり町長が先頭を切って岬町の農政問題を立て直すという方向性で今回この条例改正も出ていると思うので、能率給についてはもうちょっと詰めて、次回には能率給のノウハウについて説明を求めたいと思います。

もう結構です。

○道工晴久議長 他にございませんか。

出口君。

○出口 実議員 提案理由の第二弾の件で、農業委員の遊休農地解消に活動した実績についてということで説明がありましたけども、実際、私、遊休地と休耕田が以前よりも増えているような気がしているんです。そういう中でどのような実績があったのか、実例をお聞きしたいと思います。

○田島乾正議員 木下部長。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

先ほど私が議案の説明をさせていただいた中で、委員の遊休農地の解消の活動した実績によりというご説明させていただきました。この件につきましては、新たに制度が発足して、そういう活動をされた場合に、実績によって報酬されるようになったというご説明をさせていただいた状況で、実際、議員ご質問の実績によって増えたかどうかというお話なんですけれども、私が説明させていただいたのは、そういう新たな制度ができて、遊休農地の解消した活動したときに、実績として見させていただいて報酬が支給されるという、そういう制度となったということを説明させてもらった状況なので、ご理解願いたいと思います。

○道工晴久議長 出口議員、よろしいですか。本件の議題は条例制定の部分でございますので、あと、いろいろ活動の中身等については、できれば委員会でやっていただければと思いますが、その辺は何か説明できますか。出口君。

○出口 実議員 こういう条例を制定されるのは結構でございますけども、ということは、こういう提案があるということは、今までの実績も踏まえた中での多分、提案事項ではないかなと私はとらまえておるんですけども、そうではないんですか。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

議員ご指摘のようにですね、全国的に遊休農地がございまして、その辺で国のほうも何とかそういうのを対策を講じないとだめだという観点から、法の改正がなされた状況でございまして、その活動に対してそういう報酬等の制度ができたという状況でございます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第24号について事業委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第23、議案第25号「岬町特別会計条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第23、議案第25号、岬町特別会計条例の一部改正についてにつきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町地域包括支援センターを委託したことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案につきましてご説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

改正内容といたしましては、本条例第1条第5号で設置をされております岬町介護保険特別会計介護サービス事業勘定につきましては、地域包括支援センターの機能の一つである指定介護予防支援事業所として要支援者のケアプラン作成に係る経費の経理を目的としていますが、平成29年度から地域包括支援センターを委託したことに伴い、本特別会計を削り、以降の号を1号ずつ繰り上げるとともに、介護サービス事業勘定がなくなることにより保険事業勘定のみとなることから、第4号に規定しております岬町介護保険特別会計保険事業を岬町介護保険特別会計とするものでございます。

また、附則において、本条例の施行日を平成30年4月1日と定めております。

以上が、条例案の概要でございます。

本件につきましては厚生委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第25号について、厚生委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第24、議案第26号「岬町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第24、議案第26号、岬町手数料条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する法令の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

議案書の裏面と新旧対照表をあわせてごらんください。

岬町手数料条例の一部を改正する条例（案）。

岬町手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第51号中「37,700円」を「33,900円」に改め、同条第52号中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日より施行するものとしてでございます。

なお、改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する法令に定められる手数料のうち砂利採取法に関する手数料の改正に伴うものとなっております。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。竹原君。

○竹原伸晃議員 事業委員会に属しておりませんので、ちょっと教えてください。

砂利を採取することでこういう手数料が発生する案件というのは岬町であり得るのでしょうか、ないでしょうか。その1点です。お願いします。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

これまで採取に係るものはございません。

○道工晴久議長 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 ないようですので、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第26号について、事業委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第25、議案第27号「岬町災害見舞金支給条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第25、議案第27号、岬町災害見舞金支給条例の一部改正についてにつきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、災害を受けた者に対し、生活の安定と福祉の増進及び早期の再建に寄与するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

改正内容といたしましては、給付額を改正するもので、第5条において給付の額を定めている別表を改正し、死亡した場合の災害弔慰金を6万円から10万円に、災害見舞金につきましては、災害により障害を受けた場合、治療期間に応じて2万円から6万円の金額を現在設定しておりますが、これを30日以上入院加療を要する傷害を受けた場合に3万円を給付することとし、また、家屋が全焼または全壊の場合、4万円を10万円に、家屋が半焼または半壊の場合、2万円を5万円に、家屋の床上浸水の場合、6,000円を3万円に給付額を改正するものでございます。

また、附則において、本条例の施行日を平成30年4月1日と定めております。

以上が、条例案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会の付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第27号について、厚生委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第26、議案第28号「岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第26、議案第28号、岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、国家戦略特別区域法の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案についてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

第1条につきましては、岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、第2条につきましては、岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、両条例におきまして規定しております国家戦略特別区域限定保育士の引用条項が法改正に伴い条項が移動したため、引用条項を国家戦略特別区域法第12条の4第2項から第12条の5第2項に改めるものでございます。

また、附則において、本条例の施行日を公布の日から施行する旨を定めてございます。

以上が、条例案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第28号について、厚生委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第27、議案第29号「岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第27、議案第29号、岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてにつきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案につきましてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

改正内容といたしましては、住所地を移動しても従前の住所地の被保険者とされる住所地特例制度の見直しによるものでございます。

現在、国民健康保険の被保険者が国民健康保険法の規定による住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合は、国民健康保険制度の住所地特例が適用されず、住所地の後期高齢者医療の被保険者となります。これを住所地特例の適用を引き継ぎ、国民健康保険と同様に従前の住所地の市町村の被保険者とするため、保険料を徴収すべき被保険者と定めております第3条に第5号として加えるとともに、住所地特例の適用を受ける被保険者を規定しております第2号から第4号についても関連する部分について改正するものでございます。

次に、附則の改正につきましては、平成20年度における被保険者に係る保険料の徴収の特例を定めた附則第2条について特例措置が終了していることから削り、附則第3条を附則第2条に繰り上げるものでございます。

また、附則において本条例の施行日を30年4月1日と定めております。

以上が、条例案概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第29号について、厚生委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第28、議案第30号「岬町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、波戸元雅一君。

○波戸元しあわせ創造部理事 日程第28、議案第30号、岬町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、深日火葬場の解体に伴い、深日火葬場を廃止するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

それでは、改正案についてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

深日火葬場の解体に伴い、第2条の表中に記載の深日火葬場の項を削るものでございます。

次に、第3条第2号中の「(深日火葬場を除く。)」の記載を削るものでございます。

次に、火葬場が「淡輪火葬場」のみとなることに伴い、第15条から第21条の規定中「淡輪火葬場」の表記を「火葬場等」に改めるものでございます。

附則として、本条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上が、条例案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第30号について、厚生委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第29、議案第31号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第29、議案第31号、岬町国民健康保険条例の一部改正についてにつきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成30年度から保険料の賦課に府内統一基準が設けられることから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案につきましてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

なお、本条例改正につきましては、改正条項が多岐にわたり、また、その大部分が国民健康保険料に関することであることから、説明につきましては本議案書とあわせて送付いたしております岬町国民健康保険条例の一部改正の概要についてにより説明をさせていただきます。

条例の改正理由ですが、国民健康保険制度は平成30年度から都道府県も保険者として位置付け、市町村とともに国保を運営していく新たな制度、いわゆる都道府県化が始まります。この都道府県化における財政運営の仕組みでは、都道府県が市町村ごとの事業費納付金を決定するとともに標準保険料率を提示し、その標準保険料率を参考に市町村が保険料を決定することとなりますが、保険料につきましては都道府県で統一した保険料率の設定も可能な制度となっております。

大阪府では、大阪府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう府内統一基準を設けることとしていることから、本町においても所要の改正を行うものでございます。

次に、主な改正内容につきましては、表に整理をいたしております。

まず、保険料の賦課総額の基礎につきましては、現行では国保加入者の医療費等から交付金等を控除した額、いわゆる国保会計における一般財源相当額が基礎となっておりますが、改正後は大阪府が決定する事業費納付金額が基礎となります。

次に、保険料率につきましては、現行では賦課総額を賦課方式、賦課割合に基づき、加入

者の基準総所得金額、被保険者数、世帯数で除した数及び額となっておりますが、改正後は大阪府が示す市町村標準保険料率、いわゆる府内統一保険料率となります。

賦課方式につきましては、現行の本町の賦課方式である所得割、均等割、平等割の3方式、介護納付金分につきましては、所得割、均等割の2方式に統一されます。

次に、賦課割合につきましては、現行の比率は所得割45、均等割35、平等割20の割合となっておりますが、所得割と応益割である均等割と平等割の合計との比率が所得のシェアをどの程度、事業費納付金に反映させるかを調整する係数に対して均等割と平等割の合計が1の割合になります。また、均等割と平等割の割合が60対40の割合となります。

次に、賦課限度額につきましては、これまで省令に定められた額を金額で定めており、省令が改正されるごとに改正省令に準じ、改正してきたところでございます。

改正後は、国民健康保険法施行令に掲げる額となります。しかしながら、実際にはこれまでと同様、法に定められた額となるものでございます。

次に、所得割の基礎となる所得が確定した際に、保険料を算定する本算定の時期につきましては現行では7月1日となっておりますが、それが6月1日となり、また、本算定までの間については前年度の保険料相当額を基礎として徴収する保険料の徴収の特例として仮算定を行っていることから、納付回数は12回となっております。改正後は、この仮算定を行わず、本算定で算定した1年間の保険料を6月から翌年3月までの10回で納付をいただくこととなります。

次に、葬祭費につきましては、3万円から府内統一基準の5万円となります。

また、附則といたしまして、本条例の施行日を平成30年度4月1日とするとともに、平成30年度から市町村標準保険料率とすることにより保険料の負担が急増することがないよう、平成30年度から35年度までの6年間は大阪府が示す市町村標準税率を勘案しつつ、町長が保険料率を別に定めることができる旨の激変緩和を経過措置として定めております。

以上が、条例案の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第31号について、厚生委員会に付託したいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第30、議案第32号「岬町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第30、議案第32号、岬町介護保険条例の一部改正についてにつきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、介護保険法の一部改正及び平成30年度から32年度に係る介護保険法に定める第1号被保険者の介護保険料負担を定めるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案についてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

改正内容といたしましては、介護保険料の改定と保険料の基礎となる所得額の算定方法の改正となっております。

なお、本条例改正の大部分は介護保険料の改定となっておりますことから、説明につきましては本議案書と合わせて送付いたしております介護保険料(案)により説明をさせていただきます。

介護保険料は、介護給付費等の動向により増減をいたします。このことから、介護給付費が高くなるほど保険料も高くなってまいります。

まず、介護保険料の算出プロセスでございますが、①で平成30年度から32年度までの3年間の給付見込額を算定した額に②の介護保険法に定められた65歳以上の1号被保険者が負担する割合である23%を乗じて第1号被保険者負担相当額を算定いたします。

次に、その負担額から、③になりますが、調整交付金による軽減額、準備基金の取り崩し額を差し引いた保険料収納必要額を算定し、④の標準的な収納率で補正をした後の額を⑤の基準額の割合で補正した30年度から32年度までの3年間の合計被保険者数で割った額が標準月額で6,000円、年額7万2,000円となります。

なお、今回の算定では、準備基金の全額を取り崩して保険料の上昇を抑制いたしております。

また、介護保険料の月額標準ベースでの使途は、一番下の表に記載のとおりでございます。裏面をごらんください。

現行と比較した介護保険料案をお示ししたもので、左が現行、右側に改正案と現行との比較を記載いたしております。

まず、今回の改正では、段階区分数の変更はございません。

中段より少し上に記載をいたしております第5段階の基準額は7万2,000円で、年5,640円、月額470円の増加となります。

なお、各段階の保険料は記載のとおりでございます。

また、第6段階以降の保険料の基礎となる所得の算定につきましては、租税特別措置法による譲渡所得の特別控除を反映する旨の改正を行ってございます。

次に、附則につきましては、施行期日を平成30年4月1日とするとともに、この条例による改正後の保険料率を定めている第5条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による旨の経過措置を定めております。

以上が、条例案の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第32号について、厚生委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第31、議案第33号「南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について」を議題と

します。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第31、議案第33号、南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され建築基準法の一部改正が行われたことから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

建築基準法の一部改正によりまして、同法で規定する用語の整理及び条項の移動が行われることから、南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例において引用する用語及び関係条項にずれが生じるため、当該部分の改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

議案書の裏面をごらんください。

第1条は、南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するもので、建築基準法の引用条項の移動に伴い、第4条第6号中2項を「(ぬ)項」を「(る)項」に改めるものでございます。

次に、第2条は、南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するもので、建築基準法用語の整理に伴い、第5条（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、建築基準法の改正規定が施行される平成30年4月1日から施行することを定めております。

以上が、南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（案）の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第33号について、事業委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第33号については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第32、議案第34号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程第32、議案第34号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

それでは、議案書の裏面並びに新旧対照表とあわせて送付させていただいております岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例概要をご参照願います。

なお、説明につきましては、概要に沿ってご説明させていただきます。

概要1ページをごらんください。

改正の経緯としましては、一般職の職員の給与に関する法律が平成28年11月に改正され、配偶者に係る扶養手当の支給額について、平成28年度には1万3,000円だったものが平成29年度には1万円、平成30年度以降におきましては、6,500円へと段階的に引き下げられております。

子に係る扶養手当の支給額につきましては、平成28年度に6,500円であったものが平成29年度には8,000円、平成30年度以降につきましては1万円へと段階的に引き上げられました。

これにより非常勤消防団員等に係る損害補償を定める政令が改正され、消防団員の扶養親族加算額及び対象区分が改正されたものでございます。

この改正では、扶養親族加算額を段階的に改正するものであるため、支払いに正確性を期すなど、損害補償を実施する上での事務を考慮し、平成28年度は平成29年度における扶養親族加算額を、平成29年度には平成30年度以降における扶養親族加算額を改正することとされ、今回、これに係る政令が本年2月7日に公布されたことによりまして、岬町消防

団員等公務災害補償条例に所要の改正を行うものでございます。

続きまして、概要裏面をごらんください。

改正の概要といたしましては、表のとおり、配偶者に係る扶養親族加算額は段階的に引き下げられ、子に係る扶養親族加算額は段階的に引き上げられ、平成30年度以降につきましては、太枠内のように、第1号においては217円に、第2号においては333円に、第3号から第6号要件において、配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額の300円を削る改正が行われ、217円とするものでございます。

以上が、改正の概要による説明でございます。

それでは、条例の一部改正について、議案書裏面をご参照願います。

岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の岬町消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた岬町消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

なお、本件は、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第34号について、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第33、議案第35号「岬町霊柩自動車使用条例廃止の廃止について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、波戸元雅一君。

○波戸元しあわせ創造部理事 日程第33、議案第35号、岬町霊柩自動車使用条例の廃止についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、霊柩自動車の使用状況に鑑み、本条例を廃止するものであります。

昨今の葬儀事情の変化並びに町の霊柩自動車の使用が激減し、昨年度及び本年度の1月末まで使用申請が皆無の状況に加え、車両の老朽化が著しいことから、町営の霊柩自動車を廃止することといたしました。これに伴い、本条例を廃止するものでございます。

なお、廃止に伴う周知期間を考慮し、本年10月1日からの施行とするものでございます。以上が、条例案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第35号について、厚生委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については厚生委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 2時40分まで休憩させていただきます。

(午後 2時22分 休憩)

(午後 2時40分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に続き、会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第34、議案第36号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第34、議案第36号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町固定資産評価審査委員会委員、松下 博氏は平成30年3月11日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

松下 博氏については、住所は大阪府泉南郡岬町深日2986番地、生年月日は昭和13年9月16日生まれ、経歴等については議案書裏面に記載のとおりであります。

よろしくご審議の上、松下 博の選任についてご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

それでは、議案第36号は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第35、議案第37号「岬町農業委員会委員の任命について」から日程第48、議案第50号「岬町農業委員会委員の任命について」までの14件を一括議題とします。

それでは、議案第37号から議案第50号までについて提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第35、議案第37号から日程第48、議案第50号、岬町農業委員会委員の任命について、一括して提案の理由を申し上げます。

説明申し上げます。

現在、本町の農業委員会委員につきましては、平成30年6月2日付で任期が満了いたします。平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正され、新委員につきましては、同法第8条の規定により町長が議会同意を得て任命することとなっており、定数は14名でございます。

選考の理由でございますが、まず、同法第9条により公募を行ったところ、定数を超える合計16名の推薦及び応募がございましたので、岬町農業委員候補者評価委員会を庁舎内に設置し、検討を加え、同委員会より適任と報告のあった者について評価委員会の意見を尊重し、同意を求めるものでございます。

それでは、同意を求める者を準じ申し上げます。

議案第37号、岬町孝子185番地、下出 忠、昭和15年3月4日生まれ

議案第38号、岬町孝子797番地、茂野憲一、昭和21年12月12日生まれ

議案第39号、岬町深日1578番地、奥野久己、昭和26年11月14日生まれ

議案第40号、岬町深日2758番地、川端 修、昭和23年5月7日生まれ

議案第41号、岬町神奈川西畑338番地、田中 悟、昭和24年8月22日生まれ

議案第42号、岬町深日1787番地、木下喜久子、昭和18年11月20日生まれ

議案第43号、岬町淡輪4534番地の1、寺田伸之、昭和30年2月8日生まれ

議案第44号、岬町神奈川谷川633番地の38、大道 明、昭和26年8月1日生まれ

議案第45号、岬町淡輪918番地の2、坂原勇治、昭和20年9月28日生まれ
議案第46号、岬町淡輪4694番地、河村俊昭、昭和26年3月16日生まれ
議案第47号、岬町多奈川東畑485番地の1、中野嘉一、昭和22年5月25日生まれ
議案第48号、岬町淡輪4631番地、辻 康一、昭和23年11月28日生まれ
議案第49号、岬町淡輪4854番地の2、松尾善裕、昭和25年7月4日生まれ
議案第50号、阪南市尾崎町3丁目5番15号、澤田 郁、昭和51年6月28日生まれ
以上14名でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、皆さん方にお配りしております議案書の頭の表題の上の議案番号でございますが、議案第という第40何番とか50号の「第」が抜けております。後でまた差しかえをさせていただきますので、本議会はそのままでひとつよろしくご了解お願い申し上げます。

これより、本14件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。田島君。

○田島乾正議員 これだけ多くの方の選任、町長、ご苦労さんでした。この人材を確保しようと思ったら大変だと思うんですけども、本当にご苦労さまでした。

その提案ですけども、2点ほどね、確認事項もあるわけですよ。

議案第50号でね、この方は岬町在住じゃないですね。町外の方で、そして業種も農業に従事されてないと。こういう場合は何ら影響がないのか、それとも当該農業委員として該当しないのか、この点についてやはり出ないとね、これがバランス的に他業種の方がどんどん農業委員が増えてきた場合、バランスのとれない農業委員会になってしまったら大変なことになりますので、こういう方も入れないかんのかわからんけども、その点について担当のほうから説明を求めたいと思います。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

1点目ですが、岬町在住でないというご質問でございますが、この点につきましては、法律の改正に伴いまして、従前、農業委員は、区域内において住所を有する者に被選挙権が与えられた状況でございますが、今回、法律が改正されることによって農地等の利用の適正化の推進を図る上で、特に町外に住所を有する者でも妨げないという形で、法律改正に伴って、そういう形になってございます。

もう1点につきましては、その方でございますが、行政書士さんでいらっしゃるんですが、基本的にその法改正に伴いまして、利害関係を有しない者もその委員の中に含めてというよ

うに国の改正に伴いましてそういう状況になりました。そういう方に応募いただきましたので、委員といたしまして、的確だということで町長のほうへ報告させていただいたという状況でございます。

○道工晴久議長 田島君。

○田島乾正議員 農業委員会というのは年何回かやはり開催して、委員会で議案に対して議論する立場ですね。はっきり言って、農業の「農」の字も理解できていない方が語れるかということですね。岬町の農政について、将来展望について意見が言えるのかと、そういう心配があるわけですね。

先ほど答弁していただいたように、別に職種は違ってでもいいのだという法改正など、その法改正された根拠法令は第何条の第何項に載っているのか、その説明2点、木下部長、お願いします。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

法律の第8条第6項に該当するものでございます。

○道工晴久議長 奥野議員。

○奥野 学議員 先ほど町長からも評価委員会から上がってきたものを提案させていただいたという説明がございます。今日たまたま岬町のホームページを見ていましたら、16名の応募が一覧として載っておりました。応募理由も横に掲げた備考欄にあったわけですが、そこで先ほど何度か審査基準というものがあつたと思うのですが、そのほかにですね、審査委員会の場において基本的な何か審査基準的なものがほかになかったのか。あれば、参考にお教えいただきたいと思えます。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

言われるように、やはり農業委員として、きちっと仕事をしていただける方、農業に精通される地域にかかわる方が適切であるということで、その評価委員会につきましては、農業に関する所見であるとか、あと、農業委員の職務の適切な執行という観点からですね、その応募された方に質問書を提出いただいたり、ヒアリングをして、実際にどのような方かということの評価して、今回、町長のほうへ報告させていただいたという状況になってございます。

○道工晴久議長 田代町長。

○田代町長 お答えいたします。

先ほど町外の方でもいいのかということのご質問だったと思うんですが、農業委員を任命

する際の要件というのがございまして、その中には農業委員の任命には、農業委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる者と、こういうことの規定がございまして。

その中で、町外の大阪府阪南市の尾崎町の澤田さんは、行政書士でありまして、そういったことに対して詳しい経験をお持ちの方と聞いておりますので、ご提案をさせていただきました。

○道工晴久議長 奥野君。

○奥野 学議員 もう1点だけ確認したいんですが、今回2名の女性の方が入られていることで、今までなかったことだと思うんですが、その辺の基準的なものは、2名入れなさいみたいなことは、何かそういうものはあったのかなかったのか。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

法律第8条7項になるんですけども、女性の積極的な登用に努めることということがございまして、特に人数が、定められている状況ではなく、応募いただいて評価させていただいてという状況になってございます。

もう1人の方は、中立委員ということで、行政書士さんになっておられて、中立委員として国のほうからも示されているように、弁護士であるとか司法書士さんであるとか、そういう方を中立委員として、利害関係のない者として選定するというような状況となっております。

○道工晴久議長 奥野君。

○奥野 学議員 すみません、もう一度、1点だけ。

今回、一般推薦の方とか団体推薦の推薦団体、推薦人がおられる方もおられるのですが、その辺の推薦があればというような基準的なものは関係ないのか、あったのか、その辺はいかがですか。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

個人で推薦いただく場合は、3名の方が必要になってございます。

団体の方でしたら、1団体で推薦いただけるという形になってございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 田島議員の関連で澤田 郁さんですけども、先ほどの議論の中で女性かなと思うんですけど、女性を登用するというのはいいんですけど、郁君という友達が男の子にも

女の子にもいますので、どっちか一回聞いておこうかなと思うのが一つと、この経歴のところに現職業、行政書士、1行だけ。ちょっと寂しいのは何とも言われませんが、この勤め先とか、自分で事業をしているとか、どこか大手の事務所に入っているとか、そういうのは開示してもらえないのかなと思うのと、それとまた、この澤田さんに当たりまして、岬町の農業委員だけなのか、阪南市や泉南市や、ほかの部分の農業委員も兼ねられているのか、兼ねられてないのか、そういうのもわかれば教えてください。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 澤田 郁さんでございますが、女性の方でございます。

それで、基本的には、自分で事務所をなさっております。

あと、ほかのところについては、聞き及んでない状況でございまして、所属されている状況はないと思われま。

もう1点ですが、郁さんはですね、行政書士の泉州支部の福祉部長をされていまして、農地勉強プロジェクトチームというのをつくっておられて、いろいろと農業に関心が強くて、勉強もなさって、あと、農地法等の行政関連の知識が十分おありだという状況でございます。

○道工晴久議長 竹原君。

○竹原伸晃議員 今の部長の答弁では、この行政書士、澤田 郁さんは、農地に関しては行政書士としてプロフェッショナルであって、それで、こういう法律の改正で各市町村で農業委員に立候補できるということになったときに岬町に応募して、岬町としては採用というようになったと思うんですけど、やっぱり岬町だけじゃなしにあっちこっちに出しているのではないかと思うんですけど、その辺は兼ねる、兼ねへんというのは別に問題ないのかというのと、そこを調べてないような言い方だったんですけども、もう一度確認させてください。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

その改正に伴って、国のほうからの内容等の詳細について当方のほうへ書類等が参るわけなんですけれども、その内容を担当のほうでも精査した状況から、兼ねる、兼ねないの、いけない、いけるという表記がないようございまして、まことに申しわけないんですけども、基本的には書かれてないのであれば、複数の地域は可能かと思えます。だから、結果としてないわけですから、その辺、情報として私どもが知り得ているのは、その記載がないという状況になっています。

○道工晴久議長 他にございせんか。松尾匡君。

○松尾 匡議員 今回公募で募集されたということですが、この公募、先ほど答弁の中

に推薦という言葉もあったと思うんですけど、これは公募以外に例えば他団体からの推薦があって、それを受けてということもあったのかどうか、公募以外にあったのかどうかということを1点お聞きしたいということと、あと、評価委員会というのがありましたね。その評価委員会の構成、何人で、どういう方がされたということと、あと、澤田 郁さんのことが議論に上がりましたけれども、そのほかに、この方は行政書士ということですが、農業とはかけ離れている職業です。ほか16名の方の中には、農業以外の職業で応募された方がいらっしまったのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

まず、公募で推薦の関係でございますけれども、応募の中に推薦を受けた方が9名ございます。そのうち団体の推薦は3名となっております。あとは一般といいますか、自治区等の推薦を受けたりしている方が6名おられたという状況で、推薦を受けたのは9名となっております。あと、応募された方は7名で、16名という形になります。

あと、評価委員の人数でございますが、7名でございます。内部委員となっております。副町長とそれから顧問と部長級の5名となっております。

あと、16名中の農業以外の方ということで、旅行業をやられておられる方がおられた状況でございます。

造園と書かれておられる方がおりますけれども、実際、兼業して農業もされている状況でございます。

○道工晴久議長 松尾君。

○松尾 匡議員 団体の推薦で3名入られているということなんですけれども、差し支えなければ、その団体でどの団体かというのを教えていただけますか。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

団体名でいいますと、南池土地改良区さん、それからNPO法人マッチ勉強会さん、それから深日北池水利組合さん、以上となっております。

○道工晴久議長 よろしいですか。

○松尾 匡議員 はい。

○道工晴久議長 他にございませんか。出口君。

○出口 実議員 実は私もこの澤田さんですか、ちょっと気になりましてね、休憩時間に部長にいろいろ聞かせてもらいました。

その中で、澤田さんが公募されてきたということですが、この中で16名の応募があ

ったという中で、選考基準、評価基準というのはどういうところの基準で決定されたのか。と同時に、私の頭の中では、岬町の農業委員会は岬町の住民ができる限りなっていたきたいというのが基本であります。

そういう中で、多分この行政書士さんというのは、当然、これから農業委員会が仕事するに当たって官公庁に対する書類の申請とか、そういう形でやはり行政書士の方が必要であったのではなかろうかとも私は感じておりますけれども、そういう中で、岬町でも、岬町のOBで行政書士もされている方がおられます。ということは、当然、岬町の農業関係のこともよく把握されている中で、どういう選考基準でこの方が選ばれたのかということをやっと疑問に感じておりますので、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○道工晴久議長 ちょっと待っていただけますか。

出口議員、いろいろ調整をしたいということで、整理を。回答まで暫時休憩したいと思いますので、お時間ください。

暫時休憩します。

(午後 3時12分 休憩)

(午後 3時21分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に続きまして会議を開きます。

理事者からの答弁、早野理事。

○早野都市整備部理事 それでは、出口議員のご質問にお答えをいたします。

評価基準ということなんですけれども、農業委員会に関する法律第86項には、農地転用の許可の判断において、公平・公正な判断が求められることから、農業分野以外の者の意見を反映させることが適当であるという考え、また、農業の利害を有しない者が含まれるようにしなければならないという規定となっております。

これに基づいて、今回、推薦応募者を利害関係者のない者と農業者にグループ分けをしました。

この澤田さんにつきましては、利害関係のない者ということになりますので、利害関係者が1名であったため、この方につきましては、大阪府行政書士会泉州支部の中で推薦を受けられて、農業の農地勉強会プロジェクトチームのメンバーとして活躍され、農地に関して日々熱心に勉強されているという推薦の理由を的確性の判断として基準を設けて、的確性であるという判断をしました。

経歴につきましては、この方の行政書士事務所におられるということでございます。

まず、経歴につきましては、平成11年3月、金沢大学を卒業されまして、郵政省に入省

をされ、それ以降につきましては行政書士事務所に就職をし、退職をされた後、自分で事務所を開かれている状況でございます。

行政書士です。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原君。

○中原 晶議員 提案は議案第37号から議案第50号まで一括してのご提案と説明をいただいたところであります。

私は個人についていかがかということではございませんが、先ほど来、議員の中からいろいろな質問が出ていること、また、休憩を挟んで整理をして説明を再度行うという、こういうことになっているのは、やはり審議するに当たっての私どもに対する情報提供が非常に少ないというところから来ているというように私は思っています。

それで、私は、この農業委員の選考についてもいろいろ聞きたいことがあるんですが、以前ですね、昨年9月議会の折に農業委員会の委員の定数に関する条例を制定する件が提案をされて、そのときにも申し上げましたが、選考の基準や経過・結果について、透明性と公平性が確保されることが大切だということを申し上げて賛同をいたしました。

それはですね、農業委員の公選制、従前行っていた公選制を廃止し、市町村長の任命制に変えるということにおいて、恣意的な選任が制度上、可能になってしまうという点からそういった透明性や公平性の確保が大事だということを主張してきたところであります。

それで、質問させていただくのですが、選考基準については、基準表を設けて行うということが昨年9月議会で語られておりました。その基準表を明らかにしていただきたいと思っております。これはもう本日決しなければならない案件でありますから、後に写していただければ構いません。参考までに基準表を。今後ともこういったことは起こってきますので、部内で定めておられる基準表を公開していただきたいと思いますが、その点について、運用上、どのようにお考えかお聞きしたいというのが1点目であります。

それから、今回、選考の経過についてわからない点がたくさんあるわけなんです。経過について、14人の定員に対して16人からの応募があって、なぜこの14人が選ばれたのかという事柄についてももう少しご説明をいただきたいと思っております。

それから、委員構成なんです、昨年9月議会の折にも女性や利害関係のない者に加えて、青年の登用についても語られておりましたが、今回ご提案いただいている中で一番若い方は41歳かなとお見受けしております。41歳というのは一般的に申し上げて青年と呼ばれる、青年、「若い年」ですよ、青年という範疇には入りづらいのかなと思うのですが、この青年の登用についてはどのようにお考えなのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

それから、透明性と公平性ということを私は先ほど来、申し上げておりますが、昨年の9月議会の折には公開できるものは公開すると答弁でおっしゃっておられました。公開されているものとして私が確認できたのは、募集の中身ですね、昨年11月1日から30日にかけて農業委員を募集しますよというものと、それから、応募をされた方々については確認をさせていただくことができました。で、本日の選考の結果ですね、結果についてもこうして議案書としてどなたが選ばれたのかということについては確認をできました。ただ、その間がわからないんですね。やはり公正性や透明性の確保という問題は大切だと思いますので、この点についてどういった努力が払われたのか、何かあればお聞きをしたいなと思います。

私が確認できた公開されているもの以外のものももしかしたら公開されているのかもしれませんが、そういったものがあるのであればお教えいただきたいと思います。

それから、先ほど来いろいろ質疑が交わされておりまして、松尾議員の質問の中に職業について尋ねる場面がありました。農業以外を職業とされている方はいるんですかというご質問だったかなと思います。そこで、旅行業という職業の方もおられますというようにおっしゃいました。その旅行業の方については、残念ながらと言うべきかどうかわかりませんが、選考からは今回外れたということになるわけですが、もう1人、農業以外の方で申し上げますと、造園業と書かれている方がいるんですね。それで、さっきの答弁で、この造園業の方は農業もやっているんですと言いますが、それは私が確認する範囲においては一切確認ができないんですね。議案書には職業、造園業としか書いておりません。それから、公開されている応募者の氏名、性別、年齢、職業等ですね、応募理由についても、推薦理由についても公開されておりますが、そこにも職業のところにはその方は農業という言葉はないんですよ。ですので、もうちょっとやはり詳細な審議に当たって私たちがよく理解ができる資料も今後ご配付いただく必要があるんじゃないかなと改めて思ったんですが、今後の運用も含めてお聞きをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 早野理事。

○早野都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

最初に、16名の応募がありまして、16名中の1名が中立、公平性を来すという方で、農業に関係のない方の応募となっております。残り15名につきましては無職の方、または兼業農家と言われる方で、農業に関係しているお方が15名ということで、旅行業と造園業の職業を持たれている方も兼業農家ということの中で、農業に関係する方ということで、その15名の中で審議をいたしました。

もう一つ、公平性の中で、基準等々載っているものがまだ出されていないということの中

で、現在、議会で提案をさせていただいている中で、評価基準としましては、農業に関する識見という中で、農業に関する知識、これは農産物を育てる知識が多岐にわたるということ、また農業に関する経験ということで就農年数、また耕作規模、次に、農業委員の職務の適切な執行ということで、農地法等の法令知識、農業行政にかかわっているかどうかということなど、また農地利用最適化の推進ということで、地域の精通度、町内で居住年数が幾らあるかとかいうこと、また地域活動実績ということで、町内所管組織で活躍していた等々の基準を持ちまして、職務の適正化と等々、適正かどうかという判断を基準を持って行ってきたということでございます。

それと、評価基準についても、この議会の案件が済み次第、ホームページ等に載せてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 答弁漏れありませんね。ありましたか。

何か青年とか言っていましたな。

○道工晴久議長 早野理事。

○早野都市整備部理事 すみません、今回、青年登用につきましては、公募させていただいた段階で41歳の方が一番年齢が若かったということでございます。

○道工晴久議長 中原君。

○中原 晶議員 聞かれていることにお答えいただきたいんですけどね、一つだけお答えはいただいたんですよ。基準表の写しをいただけますか、この私の問いに対しては、この本会議が終わればホームページに公開しますよと、それが答えだろうと私は思いました。それはそれで結構です。より広い形で公表がされますので結構ですが、最後にお答えいただいた青年のことなんですけど、41歳ですって、それはわかっているんですよ。私の質問でそう申し上げましたでしょう。そうじゃなくて、青年というくくりがあるというか、できるだけ青年も登用しましょうということを昨年の9月議会で言うておきながら、一番最年少は41歳ですやんかと。これは何でこないになったのか、また、今後も別にこれで構わないわと思っはるのか、そういうことは私は聞いたんです。そのことに対してはお答えいただいてへんで、お答えいただきたいなと思います。

それから、透明性の確保の問題でね、どういう努力を図っていただいたのかということをお聞きしているわけですよ。経過が全くわからないんですよ。選考基準は今お聞きした中である程度はわかりましたけれども、経過がわからないんです。どうしてこの16人の応募があって、その中からこの14人が選ばれたのかということがわからないんですよ。それがわかるようにしていただく必要があると思っています。

それで、昨年の9月の議会で私が申し上げましたのは、選考をされる評価設置委員会、こ

それは傍聴できるのですかとか、審議経過を公開してくれるのですかとか、そういうことも聞いてましたけど、そのときはまだ運用していない段階だったので、公開できるものは公開するという言葉にとどめられました、あなた方はね。それで、私は、公開できるものは公開するという言葉は、そのものは前向きだとそのときは考えまして、それで賛成したんですよ。

私はもともと、この任命制には反対なんですよ、そのときも言ってますけどね。そやけど、努力されるのだろうと思ったので、それで賛同したんですよ。その経過があって、今日こういう提案でありましたら、私は非常に心外なんですよね。残念ですよ、率直に申し上げてね。ですので、今後の運用の仕方についてはよく努力をしていただく必要があると思います。情報の公開も含めてですね、よく努力をしていただく必要があると思います。今後の運用については、もしこういうように努力していこうと思うことがあるのであればお答えをいただきたいと思います。

それで最後に、ちょっと確認なんですけどね、今、早野さんは理事で合ってますか。早野理事が答弁されました。16名おられて利害関係者以外が15名だと。その方々は農業だとか無職だとかおっしゃられたように思いますが、訂正されるんだったら訂正なさることをお勧めしておきたいと思います。

無職というのは一人も確認できませんので、答弁でそういうことにならんようにしておいてほしいんですよ。お互い緊張する場がありますから、言い間違いとかいろいろあるかわかりませんが、厳正に審議を進めたいと思います。

あれこれ言ってしまいましたので整理しますが、公平性と透明性の確保についてお考えがあればお聞きしたいということが1点、それから、青年の登用について、今回は残念ながら一般的に青年と呼ばれる年代の人の登用はかなわなかったわけですが、今後、そういった年代の方にもぜひ参加していただけるようにしていきたいと考えているのかどうか、そのあたりについてお聞きしておきたいなと思います。

2点だけで結構です。お願いします。

○道工晴久議長 早野理事。

○早野都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えします。

まず、冒頭15名の無職という説明をさせていただいたところ、訂正をお願いしたいと思います。

15名の方については農業者、または兼業農業者ということでご説明の訂正をお願いしたいと思います。

青年者につきましては、まず、残念なことに、今回41歳の方が一番若い方ということの中で、今後、次回からは公募についても若年層の青年のくくりをできるだけ登用するような

公募の仕方に切りかえてお話を進めていきたいなどは考えております。

また、透明性の確保につきましては、情報公開等々ありますので、その辺を踏まえ、透明性の確保ということで選考基準等々、ホームページに載せていけるように頑張っていきたいと思っております。

○道工晴久議長 中原議員、よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

他にありますか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第37号から議案第50号までは人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第37号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第38号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第39号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第40号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第40号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第41号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第42号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第43号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第44号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第45号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第46号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第46号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第47号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第48号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第49号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第50号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定しました。

ありがとうございました。

○道工晴久議長 日程第49、議案第51号「岬町深日地区財産区管理委員の選任について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 岬町深日地区財産区管理委員の選任について。

日程第49、議案第51号、岬町深日地区財産区管理委員会の選任につきましてご説明いたします。

岬町深日地区財産区管理委員の欠員が生じたので、委員の補充を行うため後任の選任について、岬町財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により同意を求めるものであります。

住所は岬町深日3276番地の45、氏名は谷口州司、生年月日は昭和26年3月6日で

ございます。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。田島君。

○田島乾正議員 人事案件、これも最後になるんですよ。

町長、選任ご苦労さん。人材を確保しようと思ったらいろいろ、やっぱり個々、見解の相違ということがあるんですね、大変と思うんですけども、やはり農業委員会委員しかり財産区管理委員会の委員については大変重要な職務がありますので、ちょっと確認だけしときますね。

誰の後任というんですかな、この結論はどなたの欠員で今回選任されたのか。それで、残任期間は何年残されているのか、そして、もう1点は、現在、深日地区財産区管理委員会の委員は7名と思うんですけどね、7名と認識しているんです。今、会長さんは代表者はどなたになっているのか、以上、説明していただきたいと、かように思います。西部長。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

現在選任させていただいている委員の方の任期ですけども、平成31年10月1日までとなっております。

今回の委員につきましては、平成27年に7名の方の委員を選任させていただいたところなんですけども、平成28年に2名の方がお亡くなりになりました。平成29年3月に1名の方の補充選任をさせていただいたところです。本来であれば昨年度に2名の方を選任させていただくべきところであったんですけども、議員おっしゃられるように、なっていた方がなかなかいなかったということもございまして、1名の方については1年遅れで選任という形になってございます。

現在の深日財産区の会長は、松本さんが会長をされております。

任期は31年10月1日までですので、1年半という形になります。

○道工晴久議長 田島君。

○田島乾正議員 以上の説明をいただくと、この提案理由だけでは理解しかねますので、やはり自分の字の財産区の管理委員ですので、会長の松本さんがご苦労させていただいていると。本当に会長が委員会を招集せないけませんのでね、やっぱり誰でもいいわけにいきませんし、こういう町の財産の管理をお任せする。

農業委員も大切な仕事ですけども、特に財産区の管理委員会の部分については大変と思うんです。この管理委員会条例をずっと見ているんですけども、この運用については本当にね、

全然まるっきりわからない人がぼんとなつたところで委員会を開かれないうんです。ですから、その部分については、担当課、窓口については、新しい方にはそれ相当の管理委員会の運営、いろんな規則とか条件等は説明してあげていただきたい。でないと、ただ山を見回るだけじゃないんです。当町の一番大切な財産の運用についてね、これをしていただかないとだめですので、これは恐らく私の認識では、財産区管理委員会委員というのは特別公務員に当たると思うんです。やっぱり特別公務員となれば当然職務権限もいろいろ波及してきますので、その部分も説明していただかないと、過日、松原市で財産区管理委員が背任容疑で2名逮捕されていますわね。ということで、やっぱり重要なポジションやということを認識していただいて、我々の大切な財産を守っていただきたいと。

この方は私は人物的にはお会いしていませんけれども、やはり町長が選任されるというほどの方ですから、これは信頼関係が成り立つと思いますので、ひとつこの方の新しい財産区管理委員としての考え、豊富をまた質していただいて、また西部長、ひとつ説明をお願いしときたいと、かように思います。

私からは以上です。

○道工晴久議長 他にございませんか。出口君。

○出口 実議員 深日の在住ですので特に財産区というのは、非常に重荷になる財産区になりますので、私と大体同年代で谷口州司さんという方は、大体深日の方だったらよくわかっているんですけども、全然顔も見たことないので、この経歴を一度お聞かせいただきたいと思います。

○道工晴久議長 西部長。

○西総務部長 谷口さんにつきましては、南海電鉄のバス部門にもともと勤められておられた方で、定年後は岬の里山クラブさんとかせんなん里海公園のうみべの森を育てる会に参加されまして、山での活動とかボランティア活動にも積極的に参加されておられる方でございます。

財産区管理委員会の条例の中では、委員については財産区の区域内に引き続き3カ月以内住所を有する者という規定はございますが、昔から住んでいるかどうかというのは規定はございませんので、私どもとしてはそこまでの住所要件は調べておりません。現在住んでいるかどうかだけの情報しか把握しておりません。

○道工晴久議長 出口委員、よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第51号は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思いを。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第51号を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会いたします。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いします。

次の会議は、3月27日の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さんでございました。

(午後 3時55分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成30年3月6日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 和 田 勝 弘

議 員 松 尾 匡